

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月10日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
教育長所信表明	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第45号の上程、説明	7
議案第46号の上程、説明	8
議案第47号の上程、説明	9
議案第48号の上程、説明	9
議案第49号の上程、説明	11
議案第50号の上程、説明	12
議案第51号の上程、説明	12
議案第52号の上程、説明	13
議案第53号の上程、説明	15
議案第54号の上程、説明	15
散会の宣告	16

第 2 号 (12月11日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17
議事日程	18
開議の宣告	19

一般質問	19
友 寄 景 善 議員	19
仲井間 宗 利 議員	22
宮 城 良 治 議員	24
大 城 邦 彦 議員	27
宮 城 貢 議員	29
大 城 佐 一 議員	33
安 里 重 和 議員	35
吉 浜 覚 議員	37
大 山 美佐子 議員	47
散会の宣告	49

第 3 号 (12月12日)

開議、散会の日時	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	51
事務局出席者	51
議事日程	52
開議の宣告	53
議案第45号の質疑、委員会付託	53
議案第46号の質疑、委員会付託	53
議案第47号の質疑、委員会付託	54
議案第48号の質疑、委員会付託	54
議案第49号の質疑、委員会付託	57
議案第50号の質疑、委員会付託	57
議案第51号の質疑、委員会付託	57
議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	61
議案第54号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
諸般の報告	62
散会の宣告	63

第 4 号 (12月14日)

開議、閉会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65

事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	67
議案第45号及び議案第46号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	67
議案第47号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
議案第52号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決	77
諸般の報告	79
閉会の宣告	79
署名議員	79

平成30年第10回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成30年12月10日
会期 5日間
閉会 平成30年12月14日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月10日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月11日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月12日	水	本会議	午前10時	議案第45号及び第46号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第47号～第51号質疑、総務常任委員会付託 議案第52号～第54号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第47号～第51号総務常任委員会 (説明～採決)
12月13日	木	委員会	午前10時	議案第45号及び第46号質疑、経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第52号～第54号予算審査特別委員会 (説明～採決)
12月14日	金	本会議	午後2時	議案第45号及び第46号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第47号～第51号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第52号～第54号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 5日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
4	平成30年11月12日	普天間基地 5 年以内運用停止の遵守を求める議会決議の陳情	沖縄「建白書」を実現し未来を拓く島ぐるみ会議・ぎのわん共同代表 安次嶺美代子、 新垣清涼、知念吉男、 宮城一郎	議員配布

平成30年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成30年12月10日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成30年12月10日 午前10時00分)

散 会 (平成30年12月10日 午前10時48分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大城 佐一	6番議員	大城 邦彦
2番議員	宮城 良治	7番議員	宮城 貢
3番議員	仲井間 宗利	8番議員	吉浜 覚
4番議員	友寄 景善	9番議員	安里 重和
5番議員	大山 美佐子	10番議員	平良 嗣男

3. 欠席議員 (0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	宮城 功光	教育長	米須 邦雄
副村長	島袋 幸俊	教育課長	宮城 豊
総務課長	知念 和史	農業委員会事務局長	大城 武
財務課長	真喜志 亮	監査事務局長	大嶺 実
住民福祉課長兼 子ども子育て支援室長	佐久川 紀亮	選挙管理委員会書記長	知念 和史
企画観光課長	福地 亮		
産業振興課長	大城 武		
建設環境課長	新城 寛		
会計課長	山城 咲代		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 大嶺 実 主任 前田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第45号	塩屋港公有水面埋立に関する意見について	提案説明
6	議案 第46号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第47号	和解及び損害賠償の額の決定について	提案説明
8	議案 第48号	指定管理者の指定について	提案説明
9	議案 第49号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
10	議案 第50号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
11	議案 第51号	やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約について	提案説明
12	議案 第52号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	提案説明
13	議案 第53号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明
14	議案 第54号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） ただいまから平成30年第10回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎教育長所信表明

- 議長（平良嗣男） 第9回臨時会において再任されました米須邦雄教育長から、所信表明の申し出がありました。これを許します。教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

- 教育長（米須邦雄） それでは、議会の貴重な時間をおかりしまして所信を申し上げます。

1期目の3年前は、ちょうど4小学校の統合・閉校、中学校の移転等、諸々の準備で慌ただしい時期ではありましたが、それまで前任者や統合準備室、各学校・PTA・地域の方々等の関係者が精力的に進められておりましたので、4小学校の閉校式、そして新生大宜味小学校、中学校の移転が無事に同一敷地内で開校することができました。

大宜味小学校・大宜味中学校が同一敷地・施設内で開校後2年半が過ぎましたが、多くの方々のご協力・ご指導のお陰をもちまして児童・生徒が安心して学べる明るい雰囲気の学校になっていると感じます。一日一日新しい学校の歴史を刻んでいます。その間の、関係者や多くの村民のご協力・ご支援に対して深く感謝申し上げます。そして何よりも主人公である子どもたちが一番に頑張っています。さらに指導する先生方も頑張っています。子ども同士や子供と教師の信頼関係が築かれ、小・中の連携も図られつつあると感じています。

2期目の就任にあたりましては、児童生徒の学力向上の推進はもちろんのこと、生まれ育ったこの村の文化、歴史、自然等、地域について深い見識を持ち、地域のことを誇りに思う人材の育成に努めて参りたいと考えております。平成32年度には学習指導要領が改正され、小学校の外国語（英語）が教科化されます。本村では認定こども園が開園予定です。これらを踏まえ、大宜味村第5次総合計画及び大宜味村教育大綱を基本に、次の3点を重点課題と捉えた教育行政を進めて参りたいと考えております。

1番目に、幼児教育について。

平成32年度に認定こども園が開園予定ですが、「三つ子の魂百歳まで」と言われるよう、近年幼児教育の重要性を再認識させられる研究報告等もあり関係者との連携を密にし、幼児教育のより一層の充実をめざします。

2番目に、外国語教育について。

学習指導要領の改正により平成32年度から小学校でも英語が教科化されることから、就学前そして小学校での英語学習を充実させることにより中学校まで連続し、中学校卒業時には「使える英語」の習得をめざします。

3番目に、生涯学習について。

旧大宜味小学校跡地を総合的な社会教育施設としての位置づけをし、各種サークルや社会教育団体等が利用しやすい仕組みづくりを構築したいと考えております。また現在、準備委員会を立ち上げ設立を予定している、文化協会を早期に設立し、おおぎみ展やしまんちゅ芸能、そして地域の豊年踊り等、村

民の文化活動の活性化を図っていきたいと考えております。

以上の3点を重点に未整備の学校施設（遊具、教材園、農具小屋等）の整備は、わんぱく体験団、西会津町との交流事業、海外短期留学、文化財の発掘・指定等、これまでの事業の継続・充実を図り、村民が利用できる図書室の開設等、新規の事業導入につきましてもその推進を図って参る所存であります。

結びに、村民を初め議員各位からの、今後とも変わらぬ教育行政へのご支援、ご協力並びにご指導を賜りますようお願い申し上げ、私の所信といたします。

平成30年12月10日、大宜味村教育委員会教育長、米須邦雄。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

- 議長（平良嗣男） これで所信表明の挨拶を終わります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 大山美佐子議員及び6番 大城邦彦議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月14日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） おはようございます。行政報告の前に一言御挨拶を申し上げます。

改選後、初の定例議会に全議員の出席のもと開会できること心からお慶び申し上げます。

さて、今議会では全議員の一般質問の通告もあり、議員各位の意気込みを感じます。これから4カ年間、村民の福祉と村政発展のための御尽力を期待いたします。

では、9月定例会後の行政報告を行います。

9月16日に、第3回の村小学校・中学校の合同運動会が開催されました。

18日には、新100歳慶祝訪問を行いました、ことしの100歳を迎える方は村内で10名であります。

20日には、新城繁正元村長の告別式がございました。

25日には、JAおきなわから母子手帳の贈呈がありました。

10月の6日、7日は、蟹江町祭りにおける村ピーアール活動を行いました。

9日には、翁長県知事の県民葬に参列をいたしました。

11日には、やんばるの森ビジターセンターの安全祈願祭を行っています。

14日には、那覇一心会運動会に参加をしております。

それから20日には、石巻大漁祭りに参加し、村ピーアール活動を行いました。

28日には、全国豊かな海づくりにおいて、羽地漁業組合が水産庁長官の表彰を受けて参列をいたしました。

11月3日、4日は、西会津町の産業祭りにおいて、村の産業・観光のピーアールを行うとともに、4日には、25年続いている子供たちの交流を一つの柱として、今後さらに産業、いろんな面で交流ができるようにということで、結い縫結を薄町長と縫結をしているところであります。

19日には、ルートイン本社を訪問し、ホテル建設についての状況の確認をしてまいりました。

25日、八重山一心会の総会・敬老会に参加し激励をしております。

29日には、内閣府に北部振興についての要請をしました。その後、内閣府大臣を初め、幹部職員との懇談会を行い、各市町村の思いを直接大臣に要望することができました。

その他につきましては、スケジュール表を御参照願いたいと思います。なお、9月以降の入札結果については添付してございますので、どうぞお目通し願いたいと思います。

以上で行政報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） ここで行政報告を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年12月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

平成30年9月13日付沖縄県諮問第8号で、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の

規定に基づき、村長に対して意見を求められているため、別紙の意見について、同法同条第4項の規定により、この案を提出する。

内容については、課長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

- 建設環境課長（新城 寛） それでは、議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見について、内容の補足説明をいたします。

沖縄県より諮問を受けました本案件は、県道9号線、大保大橋架替工事に伴う案件でございます。

同橋梁は、竣工後34年が経過しております。沖縄県による調査におきまして不適合判定がなされており、今回、沖縄県による新規架替工事の予定となっております。この施工による公有水面埋立用地が必要なことから、村としての意見を諮問しております。内容は次のとおりです。

議案書の2ページ目をお開きください。村としての意見、1つ、当地域は、自然公園普通地域に指定されているので自然景観と調和を図り環境保全の処置をすること。2つ、地域の海浜・海水・大気等が汚染されないように対策すること。3つ、重量機械による騒音、振動等関係地域住民との直接関係するものについては関係住民と協議し対策すること。4つ、村及び地域住民への連絡体制を整え調整を図ること。5つ、現大保大橋が安全性に問題があるため、大型特殊車両の通行が認められず現状は国道331号への連絡道路として、一部、村道大保線を通っているため、住民の安全性や利便性を確保するためにも新大保大橋架替工事を早期に実施すること。6つ、新大保大橋橋梁架替工事に伴う旧大保大橋占用物件移設について、配慮すること。

以上、6項目を掲げ意見を提出したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第46号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第46号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年12月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

今後予測される大型事業等に対応するため、メータ一口径75ミリを追加する必要があり、この案を提出する。

内容につきましては、第21条の表中に、メーター使用料に口径75ミリを追加する改正となっております。

なお、詳細については、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第47号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について
上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年12月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律67号）第96条第1項第13号の規定により議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、総務課長より説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

- 総務課長（知念和史） では、議案第47号の内容について説明させていただきます。

まずおわびとして、提案理由のほうで「地方自治法（昭和22年法律67号）」となっておりますが、「第」が抜けておりました。申しわけございません。

では、内容につきまして説明させていただきます。まず、相手方につきましては、渡海団地4棟1号に入居している松本富徳、事故発生日が平成30年9月29日、発生場所といましましては、大宜味村字津波420番地、村営渡海団地広場内においてでございます。

事故の概要といましまして、大宜味村が管理している村営渡海団地の広場に設置していた看板、渡海団地内の案内板となっておりますが、それが台風24号による強風で倒れてしまい、看板の前に駐車していた相手方の車両にぶつかり破損させたものであります。

和解の内容といましましては、大宜味村は、1の相手方に対し、6の額の損害賠償をする。なお、本件の賠償額のほか、大宜味村及び相手方の間に一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約するということになっております。

和解金額につきましては、修理工場のほうからありました見積額のお互いで2分の1ずつということでお、23万4,555円となっております。

本議会で、賠償額の決定を御了承いただいた後に、相手方の請求のもと、速やかにお支払いする予定でございます。

以上、説明を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第48号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第48号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長　登壇)

○ 村長（宮城功光）　議案第48号　指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

やんばるの森ビジターセンター

2、指定管理者となる団体の名称等

団体の名称、株式会社ファーマーズ・フォレスト

代表者職氏名、代表取締役　松本　譲

住所、栃木県宇都宮市新里町丙254番地

3、指定期間、2019年年4月1日から2024年3月31日

平成30年12月10日提出

大宜味村長　宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

あと、内容については、課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男）　企画観光課長。

（福地　亮企画観光課長　登壇）

○ 企画観光課長（福地　亮）　それでは、議案第48号　指定管理者の指定についての補足を説明させていただきます。説明資料は10ページをお願いいたします。

指定管理予定候補者として、公募を8月23日から10月12日までの50日間行っております。公募期間に複数問い合わせを受けましたが、応募申請のあった事業者は1者でございました。

選定方法につきましては、選定委員会において応募者1者でありますが、選定基準要領に基づき、有資格者として判断し、事業者プレゼンテーション及び質疑応答、選定基準表の審査項目に評価点を付し、委員11人全員が合格点であります6割以上の評価点であります。

また、財務状況については、専門的な学識のある委員からの調査報告を受けて、債務がなく良好であること、また旅行業の資格など、本業務の仕様に合致する多数の資格を有していることは、管理運営を行う上で優位であると認めるものとして選定委員から報告を受けております。

選定委員会報告後、庁内の委員会においても、事業者からの職員向けの説明会を実施、また当事業者が県内で指定管理を受けています他施設への調査も行い、検討を行っております。実績も勘案し、当事業者が関連しています他施設等との商工連携、そういうことから相乗効果も期待できることなどから、指定管理予定候補者の優先交渉権者として選定し、今議会におきまして、当事業者を指定管理者として指定したく提案いたします。

なお、指定期間につきましては、やんばるの森ビジターセンター設置及び管理に関する条例第21条に基づき、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間を限度として村長が定める期間となっていることから、平成31年、西暦2019年4月1日から2024年3月31日までとなっております。

詳細につきましては、委員会のほうで説明をさせていただきたいと思います。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

- 議長（平良嗣男） ここで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第49号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

沖縄県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に基づき、大宜味村職員の給料表等を改正する必要があり、この案を提出する。

内容につきましては、課長のほうから説明いたします。よろしくお願いします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

（知念和史総務課長 登壇）

- 総務課長（知念和史） 議案第49号の内容について説明させていただきます。

平成30年10月の沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づく改正となっております。

議案書の次のページの改め文をごらんください。第1条では、勤勉手当の支給割合を100分の5を引き上げる改正となっております。

また、行政職給料表及び医療職給料表の改正も行っております。

給料表の改正に当たっては、給与月額について世代間の給与配分の観点から、若年層を重点において、給料表の水準の引き上げとなっております。

第2条では、職員の期末手当の支給割合を100分の30とし、6月、12月期の支給割合を平準化する改正と、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を「100分の95」から「100分の92.5」とし、100分の2.5を引き下げ、再任用職員の勤勉手当の支給割合を「100分の47.5」から「100分の45」とし、こちらも100分の2.5を引き下げる改正となっております。

附則では、第1条の規定は公布の日から施行し、勤勉手当に関する規定は平成30年12月1日から適用し、別表第2、行政職給料表及び別表第3、医療職給料表に関する規定につきましては、平成30年4月1日から適用するとしております。

第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するとしております。さらに給与の内払いの規定の定めもしております。

なお、説明資料に新旧対照表を添付してございますので、御参照ください。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） ここで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第50号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第50号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第50号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年12月10日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

自動償還方式の導入に伴い、大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部改正が必要なため、この案を提出する。

今回の改正の内容につきまして、これまでの助成方法は、償還払いのみでありましたが、窓口での申請をせず、償還が受けられる自動償還方式を導入するため、自動償還方式に対応できるよう条文の追加を行う改正となっております。あわせて条例全体の字句の修正等も行っております。

施行期日は、平成31年1月1日から施行することとしております。

なお、説明資料として、新旧対照表及び施行規則を添付してございますので、御参照願います。

詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） ここで提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第51号 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第51号 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約について

やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託
- 2 契約の方法 公募型プロポーザルによる契約
- 3 契約金額 金8,651万8,800円
- 4 契約の相手

住 所 那霸市寄宮1-3-37

商 号 リコージャパン株式会社販売事業本部沖縄支社沖縄営業部

氏名 部長 大田 喜浩

平成30年12月10日提出
大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容については、担当課長のほうから説明をいたします。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

（福地 亮企画観光課長 登壇）

- 企画観光課長（福地 亮） それでは、議案第51号の補足説明をさせていただきます。説明資料の116ページをお開きください。

まず、本契約に係る業務の目的といたしましては、旧大宜味中学校跡地に建設されます、やんばるの森ビジターセンターの情報発信施設部分におけるその整備・運用方法について、やんばる国立公園の入り口として、より効果的に創出していける事業者からの提案を受けて、事業者と整備内容を選定、決定させていただいたものです。

1つ目に、事業名がやんばるの森ビジターセンター整備事業であります。2、業務委託名、やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託。3、履行場所、大宜味村字津波地内、こちらは旧大宜味中学校の跡地ということで、津波95番地となっております。4、業務概要、こちらにつきましては、直径8メートルのドームシアターをメインとして、VRと呼ばれるバーチャル・リアリティスコープシステムなど、映像でやんばるの魅力を伝え、地域内へのエコツーリズムへ誘導していく情報発信施設となります。5、履行期限としましては、平成31年3月29日までとなっており、なお、整備内容につきましては、説明資料に添付しておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）

平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,043万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,250万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年12月10日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） 議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、3,043万7,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページをお開きください。

13款国庫支出金1,024万5,000円の増額ですが、主なものとして、障害者自立支援給付費936万3,000円の増であります。

14款県支出金528万1,000円の増額ですが、主なものとして、県負担金の障害者自立支援給付費468万1,000円の増、県民投票負担金310万円の増であります。

15款財産収入207万7,000円の増額ですが、主なものとして、土地貸付料の増であります。

16款寄附金50万円の増額ですが、人材育成寄附によるものです。

19款諸収入630万8,000円の増額ですが、主なものとして、農地等災害復旧事業過年度分159万8,000円の増、地域支援事業生産償還金276万8,000円の増であります。

20款村債550万円の増額ですが、過疎対策事業債及び災害復旧事業債によるものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。次のページをお願いします。なお、人事委員会勧告に伴う給与改正等による補正については、各款にわたりますので説明を省略させていただきます。2ページをお願いします。

2款総務費131万2,000円の減額ですが、主なものとして、総務管理費で低炭素社会構築事業によるものです。

3款民生費2,823万7,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費で障害福祉サービス費によるものです。

4款衛生費344万4,000円の増額ですが、主なものとして、こども医療費助成による扶助費の増であります。

6款農林水産業費1,357万5,000円の増額ですが、主なものとして、水産業費で塩屋漁港事業計画策定業務によるものです。

予算書、次のページをお願いします。

11款災害復旧費131万3,000円の増額ですが、主なものとして、公共土木災害復旧によるものです。

13款諸支出金50万4,000円の増額ですが、主なものとして、人材育成基金積立によるものです。

14款予備費1,586万4,000円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要です

4ページには、地方債の補正を記載しています。限度額4億8,040万円から550万円を増額し、4億

8,590万円になっております。

31、32ページに補正予算給与明細書を記載していますのでお目通しをお願いしたいと思います。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第53号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第53号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成30年12月10日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、主に歳出で1款、簡易水道一般会計費、需用費、光熱水費の台風関連による電気料増加、31万7,000円の増額、委託費の水質検査委託料、執行見込みによる24万9,000円の減額、予備費が27万5,000円減額となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第54号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第54号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成30年12月10日提出
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳出で、1款、公共下水道一般管理費、需用費、光熱水費の処理水量増加によ

る17万6,000円の増額、予備費で17万6,000円の減額となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほど
お願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまでした。

(午前10時48分)

平成30年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成30年12月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年12月11日 午前10時00分)

散 会 (平成30年12月11日 午後 2時42分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農業委員会事務局長	大 城 武
財 務 課 長	真喜志 亮	監査事務局長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長 兼 子ども子育て支援室長	佐久川 紀 亮	選挙管理委員会書記長	知 念 和 史
企画観光課長	福 地 亮		
産業振興課長	大 城 武		
建設環境課長	新 城 寛		
会 計 課 長	山 城 咲 代		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第2号）

日程番号	事件番号	件 名	摘要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 友 寄 景 善 議員

- 議長（平良嗣男） 県知事選挙及び新知事訪問について。4番 友寄景善議員。
○ 4番（友寄景善） 村長にお伺いします。

去る9月30日に執行された沖縄県知事選挙において、村長は圧勝した玉城デニー氏の対立候補でありました佐喜眞 淳氏を支持していましたが、その支持する理由は何であったのかお伺いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） おはようございます。友寄議員にお答えいたします。

私は、県知事選挙以前には玉城デニー氏を支持したり、いろいろこれまで経緯がありますけれども、やはり佐喜眞 淳氏と面談を何度かしました。その中でやはり、行政運営の経験や国との関係を考慮して、私は新聞にもそういうふうに掲載しているところであります。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ただいまの答弁で、過去に面談あるいは行政運営、国との関係から支持したという答弁でしたが、村民は、大宜味村長が佐喜眞 淳氏を支持したということに対して、非常に皆さん驚く一方で、また「やはりそうか」と納得する方もたくさんいました。

それでですね、選挙結果は玉城デニー氏が39万6,632票、佐喜眞 淳氏が31万6,458票で8万票以上の大差をつけて辺野古に新たな基地はつくらせないと、明確に主張し続けた玉城デニー氏が圧勝しました。大宜味村の結果については、玉城デニー氏が1,141票、佐喜眞 淳氏が600票で、玉城デニー氏が2倍近くの票差をつけております。このような選挙結果を踏まえ、村長の現在の心境をお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私が支持に回った佐喜眞さんが落ちたということで、票差がこれだけある中で村長の思い、心境をということ就可以了けれども、私はこれから、やはり玉城知事がしっかりと国と信頼関係を築いてほしいなという思いをしているだけです。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今の返答で、しっかりと国と信頼関係を築いてほしいということでしたが、玉城デニー氏は10月4日に新知事に就任して、早2カ月が経過しましたが、選挙の結果にかかわらず、新しい知事が就任すれば、村長はいち早く県知事を表敬訪問し、大宜味村のピーアールと課題等を訴え、村政発展のため沖縄県と連携をさらに強める必要があると思います。

ちなみに大宜味村の児童生徒が西会津町との体験の翼交流事業の一環として、国會議事堂を見学する際には、国会開催中の忙しい中を玉城デニー氏が約10年にわたり案内してくださいました。できるなら感謝状をあげたい気持ちでいっぱいです。

ところで、県知事への表敬訪問等の有無について、私が直接沖縄県知事公室秘書課に問い合わせましたところ、大宜味村長との面談はなく、そのための予約調整もなかったようです。村長は出張が大変多く御多忙とは伺っておりますが、今村長がとるべき行動は、新知事を表敬訪問することを優先にすべきだと考えますが、村長の見解をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 知事がかわったからすぐに訪問してほしいということはあるかと思いますけれども、私は今のところ知事にお会いする考えは持っておりません。ただ、平成31年度事業に対する要請等がどうしても出てきますから、そのときには知事が、12月議会等が落ち着いてですね、年明けてからそういう要請はしたいと思っております。それまでは県の市町村長との新年会や研修会等の中で知事と会う機会というは何度かあります。そういう中で、やっぱり親しく懇談もできる状況だと私は思っております。

○ 議長（平良嗣男） 友寄景善議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いします。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ありがとうございます。

知事との接触はあらゆる機会を通してあるかと思いますが、新しく知事に就任されたわけですから、儀礼を尽くして、やはり表敬訪問は先にやるべきだと思います。そう要望して質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） ここで県知事選挙及び新知事訪問についての質問を終わります。

次に統合小学校等の検証・点検・評価について。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 教育長にお伺いします。

村内にあった4小学校は、平成28年4月1日に1つの学校に統合され、あわせて中学校も同じ敷地内に移転し、小中連携・一体型の新しい学校として誕生しました。

人口減少や少子化等の理由により複式学級を余儀なくされ、集団での教育にさまざまな弊害や障害を来し、小規模校ならではの課題が山積しておりました。これらの課題を解決すべく、よりよい教育環境の整備構築のために小学校の統合が進められた経緯があります。

当時、教育委員会では統合・移転に向け、時間をかけて丁寧な住民説明会を開催し、可能な限り村民の意向や声を反映させた形での開校に至りました。

一方で、統合に際しては多くの課題や懸念される事柄もありましたが、それらを乗り越え、村民の御理解のもと新生大宜味小学校と中学校が新天地に新しい形の学校として開校しました。

開校から2年と8ヶ月が経過し、学校は大分落ち着いたものだと思います。しかし、学校の統合・移転がゴールではありません。新たなスタートだと思います。統合・移転に際しての目標・目的は達成されたのか。課題は解決されたのか。不測の事態は発生していないかなど、統合・移転前の学校と現在の学校を比較し、検証・点検・評価をし、今後の学校づくりに生かさなければならないと考えます。

小学校統合・中学校移転に特化した検証・点検・評価をされたのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

- 教育長（米須邦雄） 友寄議員の御質問にお答えいたします。

小学校の統合、中学校の移転から3年目になり、議員がおっしゃるように学校は落ち着きつつある状況になっていると思います。御質問の小学校統合、中学校移転に特化した検証・点検・評価につきましては、現在のところ行っておりません。議員もおっしゃるように、学校の統合・移転がゴールではありません。新たなスタートです。このことから学校が落ち着き、新しい学校の形ができるまでは数年を要するだろうという思いから、検証・点検・評価については当初から数年後に行うことを考えておりました。ですので、開校以降の学校の総合的な検証・点検・評価は来年、再来年あたりに行いたいと考えております。以上です。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 検証・点検・評価は、当初から数年後に実施するということで、再来年ごろを予定しているということでありましたけれども、検証・点検・評価は適切な時期に実施しなければなりません。時機を失したら大変厳しくなり難しくなります。といいますのは、学校統合・移転に直接かかわった役場職員及び学校の校長、教頭は既に全員人事異動となり、当時の状況を詳しく知る立場的人がいなくなりました。

学校現場に至っては中学生全員が新設校での入学生であり、移転前の中学校の様子はわかりません。また、小学1年生から3年生までは新設校の入学生であり、統合前の学校を知る児童は4年生から6年生です。教職員についても同じです。統合・移転前の学校を知る立場の人は限られてきており、危機感を抱いております。開校・移転から2年と8カ月余が経過した現在、次第に検証・点検・評価は厳しくなります。一刻も早く実施すべきだと考えます。

百数十年の歴史と伝統のある4小学校を苦渋の決断をして1つの学校に統合するという、村の一大事業でもありました。メリット、デメリット等さまざまな評価や影響、または課題が出ていると思います。検証・点検・評価に当たっては、在校生や現在の教職員を初め、卒業生や人事異動でほかの学校や移動になった教職員を含め、さらに保護者や全村民までを対象に聞き取り調査やアンケートを実施し、深く掘り下げて早急に実施すべきだと考えますが、どうですか。再度教育長の見解をお伺いします。

- 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 確かに検証・点検・評価は非常に重要だと思います。ただ、その間、開校以来、全くこれをやってきていないということではありません。例えば開校して平成28年4月以降、毎月、校長先生、教頭先生を対象にしたお互いとの管理職研修会というのがありますが、これは毎回学校のほうで行っていて、この中で個別の課題については、そういう形でその会ごとに、またその問題が、課題というか、それが出たときにその中で話し合いをして解決に向けて取り組みをしてきております。一応、そういう事情がありますので。私が言いますのは、あくまでも総合的な意味でのそういうことは来年、再来年あたりにやりたいと。ただ、個別のものについては、今のところ内部ではあるんですが、学校側あるいは教育委員会会議の中で共通認識を持った形で、こここの課題解決に向けての取り組みはしております。

- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 検証・点検・評価等は時期が大切なんです。統合して1年目はもちろんできません。もう2年目、3年目に入りました。今の時期に実施しないと適正な検証・点検・評価は大変厳しくなります。時期がたつに連れて直接統合・移転にかかわった教職員もいなくなります。人間は物忘れ

もあります。非常に厳しくなると思いますので一刻も早くしてほしい。学校の統合・移転というのは大宜味村の一大事業なんです。全村民を巻き込んでやった大きな事業ですので、これを日常の教育委員会で話とかそういうものではなくて、統合移転に特化した検証・点検・評価は一刻も早く実施して、これを早目に村民に公表すべきかと考えますので、最後に教育長、今の質問を聞いてどうですか。一刻も早くやってほしいと思いますが、どうですか。

- 議長（平良嗣男） 教育長。
- 教育長（米須邦雄） それは先ほどから申しましたように、3年を一計画ということで考えておりますので、それを教育委員会の中で諮って、次年度以降に実施できるように考えてまいります。
- 議長（平良嗣男） 友寄景善議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって発言は許しません。

以上で友寄景善議員の質問を終わります。

◇ 仲井間 宗利 議員

- 議長（平良嗣男） 次に村道饒波・石山線の進捗状況及び浜原橋の老朽化について。3番 仲井間宗利議員。
- 3番（仲井間宗利） おはようございます。では、一般質問をさせていただきます。

村道饒波・石山線の進捗状況及び浜原橋の老朽化について。

平成26年12月定例会で村道饒波石山線の改修について一般質問をさせていただきました。平成29年度から沖縄振興公共投資交付金事業を活用し、入り口から約1キロを改修予定されていたと思いますが、まだ施工されておりません。また入り口から1.2キロ付近に2カ所崩壊箇所があります。大雨などで崩壊するおそれがあり、危険な状況ですが、現在の進捗状況を伺います。

そして饒波団地付近の浜原橋が老朽化していますが、早急に架けかえをお願いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えいたします。

沖縄振興公共投資金事業で行う村道饒波石山線道路改良事業は、平成29年度より事業を開始しているところで、予算確保に苦慮しており、同事業で進めている村道根路銘上原線道路改良事業の工事箇所との兼ね合いで、今年度は村道饒波石山線については用地交渉を進め、次年度工事着工に向け取り組んでおります。また、入り口から1.2キロメートル付近の崩壊箇所については、現場確認を行い、対応策を考えてまいります。

さらに浜原橋につきましては、沖縄県によります砂防事業での架けかえが予定されており、早急に施工できるよう要望してまいります。

- 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。
- 3番（仲井間宗利） 村長の答弁の中にもありましたけれども、饒波石山線は部落のみならず、大兼久、大宜味区民、そして大保ダム東線に抜ける主要道路であります。現在、入り口からちょっと近くのほうに、大きなカーブがあるんですけども、そこも転落事故等もありました。集落内のはうは亀裂等も、崩壊している箇所も幾つかあります。今、村長が言われました予算の面も重々聞いてはいるんですけども、それは頑張ってとつていただくというのと、崩壊している場所は今にも崩れそうというか、

車も転落しそうな場所もありますので、写真も撮ってきて担当のほうには見せておりますけれども、それを踏まえて早目にそういう対策ができるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 仲井間宗利議員の御質問にお答えします。

先ほど村長がお話されたように、村道饒波石山線については、現在のところ次年度予算が確保される予定であることから、起点辺土名高校の入り口側、そこから320メートル地点まで、饒波団地入り口まで。その320メートル地点までの本事業については、次年度において完了予定区域ということで次年度工事着工予定であります。そのために現在、担当側のほうで用地交渉を進めております。また用地についてはなかなか難しい部分等もございます。相続関係、そういうものも確認をしながら次年度やっていくということで計画をしております。さらに1.2キロ付近の崩壊箇所については、県の砂防事業の、先ほどの進捗状況を確認しながら、河川の法線というか、河川の流れが変わってまいります。そこも確認をしながら検討していきたいと。

あとまた浜原橋については、議員からの提供された写真プラス我々のほうも現場を確認して、昭和47年か49年ですね、そこら辺に建築された橋ということで老朽化が進んでいる。そのものについては県の架けかえを含めて、どうするかということを検討していきたい。それと調査においては、早目に老朽化がどのぐらいの進行状況なのか、そこは確認をして予防策を考えていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 建設課長から答弁もありましたけれども、入り口から予定としては1キロだったと思っております。予算の関係上で320メートルというところまでという、予算の措置をされているそうですけれども、できれば頑張って1キロ、最初の予定のところまでやっていただきたいと思います。

そして浜原橋は、昭和47年に施工されて、もう46年という月日が流れています。そのために老朽化が進んでいると思います。そして対岸になるんですけども、護岸が大分弱って落ちています。去る大雨のときにはもう水位も上がりまして、団地、後ろのちょっと低いところと辺土名高校の寮に流れるちょっとしたあれが出てきておりました。それ以上に雨が降りますと決壊の可能性も大いに出てくると思います。それを踏まえて早目の対策をしていただくと。河川は河川で別だと思いますけれども、それでも関連しますので、そういうことは防災の意味でやっていただければと思っております。それに対して答弁があれば聞いて質問を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 先ほどから橋梁の話と河川のものが出ております。橋梁につきましては、即架けかえという話にはならないかと思いますので、そこについてはまた予防策を考えながら次年度予算が取れるかどうか調整をしながら、県の架けかえ工事までどうにか予防対策を施していきたいと考えているところです。

あと、先ほど河川の話もありました。河川については、次年度予定している工事と並行しながら、できれば川さらい等の予算もつけていきたいかと思っているところです。あとしばらくですが御理解いただいて、ちょっと待っていただけないかなというところです。県のほうの確認がとれ次第、また報告させていただきます。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で仲井間宗利議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に若者の定住促進をどのように考えているのかについて。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） おはようございます。

私が村議会議員に立候補した理由は、若者の方でもっと大宜味村を活性化したいという決意があったからです。私はそのために、議員の立場で行政や関係機関と連携を図りながら、思いを形につなげていきたいと考えております。

それではまず、村長に質問いたします。

一度大宜味村を離れ、また大宜味村に戻ってきたいと考えている若者や大宜味村に移り住みたいと考えている方が私の周りにも数名おります。また役場のほうにも問い合わせが何件かあると思いますが、なかなか住宅を探せず断念しているのが現状だと思います。年々、人口減少が進む中、これは将来の大宜味村にとって大きな問題になってくると思いますが、大宜味村の若者の定住促進をどのように考え、今後どのように進める方針か伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議員の質問にお答えします。

若者の定住促進につきましては、課題として議員御指摘のとおり、住宅事情と働く場所の創出が重要であると考えております。その課題解決に向けて、県内外に村のピーアール行動を村長として積極的に実行しているところでございます。

現段階では、進捗としましては、住宅事情として結の浜への民間アパートの誘致を行い、先に建ちました結ハウスには27世帯、今後新たに結の浜に1LDKの30世帯の民間アパート建設が予定されております。働く場所の創出では、ホテル業を営むルートイングループとの出店協定を今年2月に交わしております。若者を含め、村民が多く雇用されるように調整を図っているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 結の浜は、今後アパート建設などで人口増を見込める場所ですが、伝統文化の継承などを考えると、やはり各集落の人口増も考えていかなければならぬと思います。空き家の活用など、いろいろ問題などはあるとは思いますが、協力していただける集落などがあればモデル集落にして、もっと積極的に集落の人口増などに取り組んでいただきたいと思います。それについてどう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 宮城良治議員の質問にお答えします。

各集落の人口は減ってきているところと、塩屋集落におきましては、結の浜地区が入っているということで増加している傾向にあるかと思いますが、今、空き地の問題等、いろいろ含めて検討しているところでございます。ただし、なかなか空き家については貸してくれるところがなくて、相談件数もありがとうございましたそれに答えることができない状況になっておりますが、先ほど村長からありましたルートイングループの件を事例として話させていただきますと、ルートイングループがこちらに入ってきたと、約100名以上の雇用が見込まれます。それで村内の方だけでは雇用が足りないということがありまして、

それが想定されておりまして、県内外の方、村内外という形で人々を雇用できるように取り組んでいくこととなっております。ただし、村に住むところがなければ、それも人口増にもつながりませんし、今、計画しております人口計画の目標にもつながらないというところがありますので、今ルートインググループとの調整も含めて、空き家も含めてですけれども、できるだけ各集落の空き地のほうもこれからも調査させていただいて、そちらに分散型で雇用された方々の住める場所をつくれないかと相談しているような状況です。以上です。

- 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。
- 2番（宮城良治） ありがとうございました。

あと企業誘致などが今進められていると思うんですけども、内地から来られたり、他村から来られる場合に、村内の求人情報など、そういう情報発信とかができるればもっと大宜味村に人が来やすいのかなと思います。

あともう一つ、村内で創業しようとしている人たちとか、新たに仕事、海の仕事だったり畠だったりという仕事をしている人たちの相談する窓口などがあればとても助かるなと思いますので、その辺、検討していただけたらなと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長。
- 企画観光課長（福地 亮） 宮城良治議員の質問にお答えします。

企業誘致を行いながら、企業は幾つか村に参入してきて、実績が出てきているんですけども、今大宜味村で、私も担当課として感じているところは、やはり大宜味村の若者が起業していくと、起こす起業ですね、そういうものが不足しているのかなと感じているところであります。それを感じていながら商工係というものが今年度からできておりまして、その商工係ができたということで、今、村の商工会とも連携を深めて、できれば今、商工会のほうに持ちかけているところで、企業支援、創業支援等に何らかの手当ができるのかと次年度からしっかり検討していきたいと呼びかけているところでございます。以上です。

- 議長（平良嗣男） これで若者の定住促進をどのように考えているのかについての質問を終わります。

次に大宜味村のエコツーリズム推進について。2番 宮城良治議員。

- 2番（宮城良治） 貴重な自然といわれ続けてきたやんばるが、2016年9月に国立公園に指定され、世界自然遺産への登録も道が見えてきたころだと思います。この状況を踏まえ、大宜味村では既にエコツーリズム推進全体構想を積極的に取り組み、順調に進んできていると思いますが、次のことについて質問いたします。

現在、観光協会の設立に向けて動いていると思いますが、大宜味村の観光協会は一般的な観光とは違って、本村の特色あるエコツーリズムを進める上で、環境保全や環境教育などに重点を置くべきだと考えます。そのことについてどのように考えているのか伺います。

2つ目がエコツーリズム推進全体構想の最初の対象地に上がっているター滝ですが、ター滝の救助道の整備を早目にするべきだと考えますが、今後、計画の予定はありますか。

3つ目、現在、建設中のやんばるの森ビジターセンターの敷地内の国道58号に接する部分は国交省の管理地であり、今回の事業でも建設計画は別々に進められていますが、国交省との交渉はどのようになっていますか。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)

- 村長（宮城功光） 質問にお答えいたします。

1つ目の環境保全や環境教育などに重点を置くべきとのことについてでございますが、本村の観光振興基本計画におきましても、環境保全型観光を基本目標としております。また、沖縄県のエコツーリズムの定義には、自然・文化・歴史の適正な保全と持続的な活用、地域の活性化、訪問者が適切な案内を受けて地域の自然・歴史・文化と触れ合う活動となっており、その仕組みづくりについて取り組んできております。大宜味村エコツーリズム推進全体構想の仕組みの中で取り組んでいきたいと考えております。

2つ目のター滝の救助道の計画につきましては、現在のところありません。これは平成29年4月の村議会臨時議会にて、大宜味村公園等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程させていただいた際に、ター滝の利用に関しては自己責任であることと、議員からの意見を受け、当時計画しておりました沖縄振興特別推進交付金での事業を見送り、必要性につきましても再考しつつ、今年度担当課において、現地踏査を行いながら検討を進めているところです。

3つ目のやんばるの森ビジターセンター整備に係る国交省との交渉につきましては、計画はそれぞれの管轄により別々でございますが、村の要望事項や国道の管理をされております北部国道事務所からの調整事項について、当初計画時から協議を行ってきており、バス停留所江洲線への右折帯整備により、渋滞の解消など調整を図っているところであります。

- 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

- 2番（宮城良治） 1についてありがとうございます。

2について、ター滝は天候が急変し増水するおそれがある場所であり、また救助に当たる消防隊も命がけで救助している状況ですので、早急に計画していただきたいと思います。

3について、国道をドライブしてくる観光客をビジターセンターに誘致するには、入り口は極めて重要なところですので、指定管理者と観光協会の意図が十分に反映されることを期待しています。

次にビジターセンター前の海岸の整備計画などはありますか。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

- 企画観光課長（福地 亮） 宮城良治議員の質問にお答えします。

ビジターセンターの正面側、海側の海岸のことについてでございますが、こちらの計画は、現在のところは明確なものはありません。ただし、国道事務所とも調整をしている中で、この海岸を利用した道の駅というのが全国的に珍しいという意見もありまして、今後、何らかの形で調整をしていくこうということでお話ししているところです。ただ、この活用につきましても、やんばるの森ビジターセンターの指定管理者、運営者との調整が、連携がどうしても必要になってくるだろうと。あわせて校舎があった背後地についても、そういった連携が必要であろうということで、今後、検討してまいります。

- 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ビジターセンターの営業時間がフードコートとかですかね、19時までと伺っています。ぜひビジターセンターから夕日とか海とかが見えるように整備していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

- 議長（平良嗣男） 以上で宮城良治議員の質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に自然災害等から命を守るための自主防災組織の推進について。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） よろしくお願ひします。

自然災害から命を守るための自主防災組織の推進についてお伺いいたします。

東日本大震災を教訓として、防災減災対策の根本的な見直しのため、大宜味村地域防災計画の改正が平成26年に行われております。その中で災害に強い村民（ひとつづくり）の育成を基本目標に掲げ、安心安全な地域づくりの中において自主防災組織の育成は重要な基本施策であると考えます。自主防災組織育成計画を積極的に推進する必要があると考えますが、現在、村内の自主防災組織の届け出及び今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

災害が発生した場合の行政機関による災害対策には限界があり、災害発生直後の避難・救助活動などにおいて、地域住民等がお互いに協力し、助け合う自主防災組織の重要性は認識しております。

これまでの村の取り組みといたしましては、要援護者の災害時における支え合い体制の構築事業の一環で自主防災組織の立ち上げを推進した経緯がございますが、現在、村内での自主防災組織の設置状況は饒波区、根路銘区においては独自で訓練等を実施しており、大兼久、塩屋、大保区では組織図は作成済みであるが、訓練等までは行っていないのが現状です。

これからも区長会で組織化に至らない問題点を話し合い、組織率向上に向け取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 実は、我が国は平成18年度に、御存じのように自然災害が台風、河川氾濫、高潮、地震とする災害が本当に多発している状況にあります。6月18日には大阪北部を震源とするマグニチュード6.1の直下型地震が発生、そして7月上旬には西日本豪雨災害、広島県、岡山県、愛媛県など広範囲に甚大な被害をもたらしました。死者は227名、行方不明10名となり、水害による死者が100名を超えたのは1982年の長崎豪雨以来のこととなります。台風21号が非常に強い勢力で上陸し、大阪湾では3メートルの高潮が観測され、御存じのように関西空港では滑走路が浸水するという状況とタンカーが衝突して孤立状態になりました。そして9月には北海道での地震で、北海道全域が停電するという状況に至っております。

そういう中で、災害はいつ起こるかわからないと。今後発生が予想されております、国も非常に懸念しております南海トラフ地震では津波の影響で沖縄も、国の示すものであれば、沖縄でも大宜味村は3メートルを超して、甚大な被害が予想されていると。そして台風も年々巨大化して、我々大宜味村でも1959年10月には、シャーロット台風で大宜味村の山崩れ、田嘉里から大兼久、そして大保、津波あたりでも大宜味村、東村でも46名の死者が出ております。そして平成24年8月には、まだ工事中、まだ復旧しておりますが、根路銘区の山崩れが発生しております。そして同じ24年には大保が胸までかかるほど冠水した状況があつて、とにかく私も37年間消防にいましたが、こういう状況になったのは初めてで

ございます。ですから大宜味村は海岸線から内陸部に向かい、ほぼ全域が急傾斜となっており、いつ何どき山崩れが起こるかわからないと、そういう状況から考えますと、その自主防災組織というものが非常に重要になるのではないかと。私は3村の消防本部にいたせいで、範囲が広くて、1つの場所から要請があれば、ほかの場所から要請があっても出動できない状況にありました。そして地域に散らばっております消防団や住民の方々が一致協力してこの災害に弱い、弱者、要援護者の救出、救助までこの地域の方が実際にやっておりました。

そしてこの大宜味村の地域防災計画は、過去3村も実際に見てきましたが、非常にすばらしい計画書がでております。その中で特に今回指摘したいのは、防災計画の基本目標であります災害に強い村民ということで、防災意識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練、災害、要援護者の安全対策、災害ボランティアの活動環境の整備という形のものを今回、ハード、ソフトの面で、これは私、平成22年に警防課長をしているときに、国頭、大宜味、東には自主防災組織がなくて、私自分の根路銘区からまずは見本を示さないと、ほかに示しがつかないということで、自主防災組織を当時の宮城健隆区長とともに一所懸命やり、長い、約半年以上をかけて住民に説明をして立ち上げてまいりました。そのときに、その当時までは近い災害といえばスマトラ地震というものがありまして、津波で23万人の方が亡くなっています。我々沖縄みたいな離島県ですね、そういう中でもし県内で琉球大学の教授あたりが津波が起こればあっという間に沖縄も甚大な被害が出るということをうたわっていましたので、その当時、現在の議長の平良嗣男議長にお願いしまして、根路銘区は避難場所に、山に登る場所がないということと、上原区までの逃げる場所にもし地震が起これば崩壊して逃げていけないというのもうたって、議会で取り上げていただきまして、避難場所が確定しました。建築するということで、その建築で確定した後に東日本大震災が起って、本当に大きな、甚大な被害が起きました。そういうことでその自主防災組織は、絶対大宜味村はいつ何どき起こるかわからないと。17部落あって、さらに現在新しくできております結の浜地区は、非常に危険な場所に示されているということあります。私は、実は消防を卒業しまして、防災士という資格を持っております。大宜味村には何名いるかわからないんですが、日本防災士会、そして去年沖縄県も防災士会沖縄支部を立ち上げております。

そういうことでこの自主防災組織の、私も今までお世話になっておりましたので、大宜味村のために一所懸命自主防災組織に対してボランティアで協力していきたいと思いますので、村のほうも、今後、人材を活用していただいて、この自主組織についてどんどん進めてほしいと思いますがどうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、お答えいたします。

今最後のほうにありました、防災士というのは、私もちよつと勉強不足でわからないところがありますので、これから勉強していきたいと思います。まず村長が申し上げましたように、行政機関による災害の対応につきましては、この17カ字全てで行うにはやはり限界があるということで、自主防災組織の組織化というのは大変必要性を感じております。まず、議員御指摘のあった防災計画にのっており育成計画も重要だと思いますが、まず、根路銘区、饒波区以外の区でなぜできていないのか、組織化まで至っていないのかの問題点等を聞き取りいたしまして、そこら辺のサポートと、議員から今ありました議員のほうの経験を生かして研修会等を開いて、区長会からまず問題点を拾い上げて、組織化拡大に向けて、組織率向上に向けてまず取り組むのが重要ではないかと考えております。これからまた議員のほうにお願いしたり、教えていただくことがあると思いますので、そのときはまた御協力いただきたい

と思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 実は、11月5日の地震津波、防災の日のをちょっと見ますと、大宜味村は根路銘区、あとはどこが饒波区がやったのか、ちょっと把握していないんですが、村内でもきょう土曜日の新聞を見ますと、金武町では3,000人近い住民、団体が一斉に避難訓練をしたということもありますので、私ができるのであれば、ぜひ人材を活用して、そして沖縄県の防災士会の講演とか勉強会も呼べばいつでも来てできますので、ぜひこれは大宜味村の、他の地域より北部は非常におくれていると。北部でも伊平屋は全てが各地区自主防災組織が立ち上がっているということになっておりますので、大宜味村も立ち上げるまで、いろんな説明会とともに、そういうのもぜひ積極的に、私も活用していただいて、進めて、私はこれが目標で議員になっておりますので、ぜひ活用して、災害に強い安心、安全な大宜味村を目指していきたいと思います。以上で質問を終わりにしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城邦彦議員の質問を終わりります。

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に田港のアサギについて。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 9月の選挙で新人として、この議会のほうにまいりました宮城です。よろしくお願いします。

まず、田港のアサギの改修について、教育長にお聞きしたいと思います。

現場の状況の確認はしておりますか。視察したなら、どう感じとったかをお伺いいたします。

2番目に、大宜味村の文化財、国指定重要無形民俗文化財になっております。来年の8月には塩屋湾ウンダミが開催されます。たくさんの見学者が見えます。早急な対策が求められていると思いますが、今後の対策についてお伺いいたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 宮城議員の質問にお答えします。

まず1点目の現場の確認についてですが、アサギの状態については確認をしております。現在、木材部分の腐食が激しくて、セメント瓦の落下が見られたので、田港区において瓦の撤去をしております。なお、瓦の撤去に関しましては、文化庁の許可を得て実施いたしました。

2点目の今後の対策についてですが、アサギの改修に関しては去る7月25日に文化庁の長官が来村されました。そのときに田港、屋古、塩屋の3区の区長も一緒になってその現場を確認していただきました。そのときに国の補助を利用して、平成32年度に田港と屋古のアサギ、それと田港のヌンドゥンチ、その3カ所の補修、または改修工事について、ウンガミに使用される道具等の新調などを含めてこれは事業化ができるということで、平成32年度においてはその事業化を予定しております。ただ現在、屋根がない田港アサギの状況ですが、来年のこの塩屋湾のウンガミに関しては、田港区と協議をして、その屋根については代用して執り行うということで、一応、文化庁で確認を行って許可をいただいております。現在、平成32年度の事業化に向け、指定を受けている4区の区長と調整を行っている最中です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今回、田港アサギの質問ということになっていますが、屋古のアサギのほうも

かなり老朽化が、逆に言うと屋根のほうはまだ田港よりはよかつたんですが、柱のほうにかなり腐食したのが見られます。十分にそこら辺のほうの、今、屋古、田港のアサギとか、そういうことの改修等の予定があると聞いておりましたので、しっかり予算づけをしてもらって、改修関係を進めるようにお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） 教育長。
- 教育長（米須邦雄） 先ほど議員からありました屋古のアサギの柱の件ですが、一応この辺もちゃんと見てもらいまして、文化庁としては補修、改修だけではなくて、場合によっては建てかえも可能だということをいっておりますので、今後、その4区と調整をして、その区の要望を聞いてどういう形にしたほうがいいのかと、改修なのか、建てかえなのか、あるいは部分的な補修なのか、ということについてこういう調整を進めた上で事業計画をちゃんと立てるべきだと考えております。
- 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。
- 7番（宮城 貢） わかりました。現在の進行状況を説明していただきありがとうございます。
- 議長（平良嗣男） これで田港のアサギについての質問を終わります。

休憩します。

(午前11時00分)

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- (午前11時08分)
-
- 議長（平良嗣男） 次にふるさと納税について。7番 宮城 貢議員。
 - 7番（宮城 貢） では、ふるさと納税についてお伺いいたします。
 - ①ふるさと納税が始まって、大宜味村当局はどのように期待し、対策を練りましたか。
 - ②年々、収支はどのように推移していますか。ピーアールの方法は。県内、県外への情報発信はどうやっておりますか。
 - ③収入としての応援寄附金と使い道としての5つの事業の収支についてお伺いいたします。村長に、よろしいでしょうか。
 - 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)
 - 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の村の対策につきましては、県外の市町村において先進事例を参考に、現在、村で行っている業務がふるさと納税のシステム及び返礼品の手配業務などを一括して行ってもらう委託業務を事業者に発注しております。本システムなど、運用に関しましては、県内でもいち早く導入し、大きな実績をおさめています。ふるさと納税の返礼品を導入することへの期待として、本制度につきましては、全国に及ぶ制度ですので、我々のアピール次第で大宜味村への応援者が広がること、また村内の特産品の発掘及び開発を行い、返礼品により村内の経済効果が得られる期待しております。

2つ目の収支につきましては、本システムを導入する前の平成25年中の収入額は74万円でしたが、現在はシステムを導入した平成26年度中に434万4,000円、平成27年度中では5,453万2,000円、平成28年度中には1億4万5,000円、平成29年度中は1億7,684万5,000円と本村に多くの応援寄附をいただ

いております。また、ふるさと納税のピーアール、情報発信につきましては、村のホームページにふるさと納税の特設サイトを設けております。さらにインターネットでふるさと納税をピーアールするサイトへの広告をするなどによって、大きな効果を得て、多くの応援寄附につながっているものです。

3つ目の寄附金の使い道につきましては、平成29年度中に納税されました額を一旦基金へ積み立て、ふるさと納税に係る事務費等を差し引いた額を5つの事業区分への今年度事業に充当させていただいております。その報告につきましては、村ホームページにむらづくり応援寄附金運用状況として掲載させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今、村長のほうで話されていましたピーアールの方法というか、情報発信、県外へのいろいろに、大宜味のシークワーサーを中心とした特産品をピーアールするために神奈川とか宮城県とかに行かれています。その後、そういう地域からのふるさと納税の、きちんとだから内容みたいなものはきちんとまとめられているのか、そこら辺の件をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 宮城 貢議員の質問にお答えします。

こちらは観光商工ピーアールのイベント等で県外のほうに伺ったものだと思いますが、そのときにはふるさと納税のチラシを配付しながらピーアールはさせていただいているところです。石巻に昨年度行ったときにはシステムも持っていってできるかというところで呼びかけはしたんですけども、そのときには応援寄附はありませんでした。ただし、その応援寄附につきましては、全国から応援寄附をいただいておりますので、何千件という形で、今正確な数字はいえませんけれども、それがピーアールに行ったからここにつながっているということは一概にいえないものになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 収支のほうも、収入の各都道府県からというのはわかります。あとどの内容に応援したいという項目があります。あと使い道のほうも5つの使い道とありますけれども、それに関してデータ的にとりまとめておられるのか。統計みたいな形になると思いますが、今村長のほうで県外的に行かれ、それ以降の動きみたいなものというのも、そこら辺のデータの取り扱いをきちんとされているのかどうか。これは今後の問題にもなりますので、この点をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 今、宮城議員からの質問、ちょっとわかりにくいところもありますけれども、私が村のピーアール活動をしているということで、ふるさと納税を勧誘しに行っているわけではなくて、シーキワーサーとか物産のほうと、観光のアピールをしていって大宜味村を売り出しているのであって、それでさっき課長からあったように、それのおかげでふるさと納税がふえたとかというのは、もう実証できないところもあります。その辺は御理解いただきたいと思っております。

あと予算の使い道については、年度始めの予算計上のときに、この人材育成についてはふるさと納税から幾らいっていますというふうな形で、細かい形でそこでお答えするのは非常に厳しいところがありますので、その辺御理解いただきたい。予算のほうで確認していただけたらすぐわかるところだと思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これでふるさと納税についての質問を終わります。

次に大宜味村の人材育成について。 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 大宜味村の人材育成について。

①地方創生、地域活性化には「若者、ばか者、よそ者」が必要だという言葉があります。地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することに、大宜味村としてどう取り組んでおられますか。

②学校教育の中でお金（経済、商売、貯蓄等）に関することはどのように扱われておられますか。ディベートの授業も必要だと思いますが、どのように考えますか。

③人材育成の芽は幼児教育にあります。幼保連携型教育に対し、どのように取り組んでいきますか。この件は村長、教育長に個別だと思いますが、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） まず、最初の1番目と3番目を私のほうから答弁させていただきます。

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するということに、まずはやはり働く場所、住める場所を提供できるようにしなければならないと思っております。その中で民間活力に期待して、積極的に県内外でのトップセールスを開拓し、企業誘致により雇用機会創出と村内に住める場所の創出を取り組んでいるところです。

3番目は、幼保連携型教育に関しての取り組みについては、平成27年度に策定した大宜味村子ども・子育て支援事業計画の中で、認定こども園の設置検討を掲げたことからスタートし、平成29年8月に子どもの成長支援・子育て支援の充実や環境整備を図るため、就学前の幼児教育・保育を一体的に担い、子育て支援を行う施設として幼保連携型総合施設を整備することをしております。その後、平成29年度において、建築基本計画、土質調査、造成測量設計を行い、現在は建築・外構の実施設計、造成工事を進めており、次年度の建築工事を経て、平成32年度の開園を目指しているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 宮城議員の2点目と3点目についてお答えいたします。

まず、2点目の学校教育の中でお金に関する件でございますが、小学3年生の社会科で「働く人とわたしたちのくらし」、また5年生の家庭科「じょうずに使おうお金と物」でお金の使い方や適切な買い物の仕方などの学習があります。中学校においては社会科で市場の働きや経済、生産や金融などの仕組みや働き、財政及び租税の意義納税義務などの授業を行っております。

また、ディベートの件ですが、これは平成32年度から学習指導要領が改正されます。今、それに向けての討論形式の授業を現在実施中で、この目的は主体的・対話的で深い学びの実現に向けた事業改善ということでございます。論理的に考える力や深く共感したり、豊かに想像する力を培い、人とのかかわりの中で伝えあう力を高め、自分の思いや考えを広めたり、深めたりすることができるようになりますことを目標しております。

3点目の幼保連携型の教育の取り組みについてですが、先ほど村長からも答弁がありましたが、その経過のとおりでございます。この中身につきましては、近年、幼児教育をしっかりと行なうことが小学校入学後の学力につながることや幼児期からの規範意識、基本的生活習慣の育成で犯罪などの社会問題を減らす効果があるなどの、いろんな国、各国からの研究、調査結果からその幼児教育の重要性が高まってきております。我が国においても中教審幼児教育部会の全国どこにいても、どこの施設で過ごそうと同じ内容の質の高い幼児教育を提供すべきという答申を受け、保育所、幼稚園において3歳児以上の幼

児教育の内容が統一されました。ということで、教育委員会としましても、その幼児教育の重要性について、非常に重視しております、平成32年度開園予定の認定こども園に向けて準備をしているところでございます。

- 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。
- 7番（宮城 貢） 1点目について、村長のほうにお伺いします。

若者、ばか者、よそ者ということで、大宜味村に住んでいきたいという、よそから移住される方、村長の挨拶の中にも大宜味村で暮らしていきたい人と協働した形の行政を進めていきたいというございました。この点を1点どのように、この人たちとの話し合いとか、何か接点を持つようなことが、交流できることができがこれから可能なのか。

もう1点、大宜味村役場というのが一番のこの地域での集合体です。特に職員のほう、20代、30代、課長、係長以下の職員との話とかをぜひとも村長、副村長交えた形で、係長クラス以下の20代、30代の若い人たちとの話し合いというか、交流とか、そういうのが今後可能なのかを、この2点をお伺いいたします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（宮城功光） 今、恐らくIターンで大宜味村に入ってくる皆さんのことだと思いますけれども、そういう皆さんが、ぜひ村政について語り合いたいというふうな要望があればいつでも対応するという気持ちで今やっております。それから青年会や、あるいは若い人たちの交流についても要望しているところで、青年会とは総会とかそういう時期に交流をしております。それから役場職員、若い皆さんとの話し合いというのはいつでも受け入れる体制を持っておりますし、また常に若い係長以下の皆さんにはぜひ、これからの大宜味村づくりについて村長とそういう話し合い、機会をつくってくれというお願いはしているところであります。以上です。

- 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。
- 7番（宮城 貢） ありがとうございます。

ぜひともこの大宜味村の若い人たちの力が出るような形の、また行政のほうも進めていってもらいたいと思います。以上です。ありがとうございました。

- 議長（平良嗣男） 以上で宮城 貢議員の質問を終わります。

◇ 大城佐一議員

- 議長（平良嗣男） 次に河川改修について。1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） まず、質問に入る前に去る9月の村長改選において、2期目の当選おめでとうございます。そして教育長に関しては、2期目の就任本当におめでとうございます。これからまた4年間、村発展のため、また子供たちのためにともどもに頑張っていきましょう。

では、河川改修についての質問を行いたいと思います。

塩屋団地前を流れる川、通称カンジャ一川は、大雨のときは土石流が発生するおそれがあり、十分注意してくださいと、沖縄県が土石流危険渓流にも指定されている河川です。

現在の河川は整備が不十分で大雨のたびに浸食され、のり面が崩れ、その上にある住宅にも影響を及ぼす大変危険な状態であり、早急な対策が必要と思うが、村の見解をお伺いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長　登壇)

- 村長（宮城功光）　お答えいたします。

カンジャー川の状況につきましては、以前より急傾斜地で厳しい地形であることは承知しているところであります。今後、国道331号線改良事業の関係もある場所であるため、沖縄県との調整を図りながら検討していくこととしております。

- 議長（平良嗣男）　1番　大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一）　特にこの地域は、日本各地でいろんな自然災害等も起こって、この土砂災害防止法ということが平成13年の4月に施行されておりますが、その中にも土砂災害から住民の命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うということでこれは施行されているんですが、そこにはまず都道府県が基礎調査をして、この地域は被害を受けるおそれがある場所の地形、地質、土地の調査、状況などを調査して、それを市町村長の意見を聞いた上で区域を指定しているわけですが、この区域の中でも土砂災害警戒区域の指定、これはイエローブーンといいますが、あと一つは、土砂災害特別警戒区域ということで、これはレッドゾーンということで、これを指定して、この説明会を平成23年の3月10日に改善センターで北部事務所からの土砂災害警戒指定の説明会が行われているんですが、村内にも、この当時は59カ所あったわけですが、平成28年、29年にも指定されて、今現在では83カ所ぐらいの災害区域指定がされているところがあります。そこはこういう指定もされている中で、特に団地前の、カンジャー川の上流はイエローブーンと、特に条例にはレッドゾーンも入っておりますので、特別警戒区域に入っているということでありますので、その辺の河川についても、以前、大雨のときに濁流で団地側が浸食され危険な状態にあるということで、何か工事をされているということの話を聞いております。現場を見ても、団地側の状況として、川底もコンクリートを敷いているんですが、これは全体は敷かれていません。あと何メートルぐらいですか、既存のこの河川の側溝まで約20メートルぐらい。そこがごろごろしている状況で濁流が来ると、跳ね返った反対側の土手をどんどん浸食されてきて、もう崩れ崩れして危険な状況にありますので、この辺の早急な対策として、当局も現場を見ていると思いますが、何かこういった案が、対策があるのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

- 議長（平良嗣男）　村長。

○ 村長（宮城功光）　この急傾斜地につきましては、塩屋区の班長会等でも説明をし、また班長のほうから各班においても、特に1班のほうが急傾斜地の指定場所でもあるものですから、その辺についても班長のほうからの説明もありました。そのことについては、周辺の皆さんには理解しているものと思います。ただ、今、木が茂っていたものですから、この木を伐採してみると、やはり崩壊しそうな岩がいっぱいあるものですから、この岩が少しでも崩れてしまうと、民家まで影響するなということもあって、村としては早急に現場の状況において、できるだけ早い時期に崩れそうなところを予防しておきたいということで、今予算計上の調整もしているところであります。

- 議長（平良嗣男）　1番　大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一）　これも直接担当課長と話をして、こうお願いしたところであります。なぜこれを一般質問に出したかといいますと、こういったところははつきりしておかないと、言葉上では何かがあったのか、記憶にも捉えたらあったかなかったのかという問答をしては困るので、はつきり一般質問でやっていきたいと思っておりまして。これは簡単に予算計上という話は聞いているんですが、例え

ば平成31年度予算に計上するのであれば、これは4月から翌年の3月まであるので、もう早めな対策が必要でありますし、6月からまた雨季にも入るし、また台風シーズンに入ってくると、大雨のたびにこちらは土石流も流れる格好になってくるのもあるし、対策として何とか対岸にトンブロックなどを積んで応急処置的なこととしておけば、工事をするまでの大雨に対しても、ちょっとした防ぐことはできるんじゃないかなと思いますので、早目にその辺の対策をお願いして終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この件については、早急にやることで、担当課で今準備を進めているところであります。今議員からあったように、トンブロックを先に置いて予防対策も必要じゃないかということについても、その辺も十分現場を見て、調整していきたいし、またこの場所は以前に山からすごい土砂が流れてきて、村の団地に相当土砂が流れた時期があって、擁壁をかさ上げして予防されておりますけれども、ここまでは、村営住宅の先のほうまでどうしてもカルバート的なそういう整備をしないとできないなと私は思っております。いつも見ているところですから、早急に事業化できるのであればその辺まで県と調整して進めていきたいなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に学校跡地活用事業及び企業支援賃貸工場について。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） それでは学校跡地活用事業及び企業支援賃貸工場についてお伺いいたします。

学校跡地活用事業について。現在、旧大宜味中学校跡地にやんばるの森ビジターセンターを建設中であることは、村民皆様が承知しているところだと思います。また、これまでに契約を締結した旧津波小学校は、紅仁株式会社が魚の陸上養殖を主に、また旧塩屋小学校では特産品シークヮーサーの製品開発やITに特化したエンジニアの育成など、シージュース株式会社が大宜味村のために必死に頑張っているところだと思います。

ところが旧喜如嘉小学校は、2017年11月にチューイチョーク株式会社と契約を締結し、ローカルリゾートプロジェクトと題し、大宜味村の食と自然を最大限に生かした事業展開を進めていくものだと思っていましたが、1年が過ぎても動きが全く見えません。村民は大変困惑しております。行政とチューイチョーク株式会社との間でこれまでに話し合いを持たれたのか、進展はあるのか、現在の状況を伺います。また賃貸料の支払いはあったのか。

それと大宜味村企業支援賃貸工場A棟1号室の契約を平成29年3月14日に合意解約して1年と9ヶ月たちましたが、原状回復はいつごろになるのか。また新たな入居希望者の公募予定はあるのか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1つ目の旧喜如嘉小学校活用の進捗でございますが、我々も毎月確認を行っているところです。その状況といたしましては、現在、事業に必要な酒造免許や保健所などへの相談・申請手続及び設計業務を進めているというところで、事業者の示すスケジュールでは平成31年2月よりシードル製造工場から着工し、7月の運営開始が予定されております。賃貸料につきましては、契約締結後に初年度分、今年度分につきましても、既に年額が収入されております。

2つ目の賃貸工場A棟1号室の状況につきましては、現時点での進捗としましては、原状回復及び新たな公募についてめどを示すに至っておりません。弁護士との相談、指導をいただきながら事務手続等も踏まえて年度内において、何らかのめどを見出せるようにと行っているところでございます。

- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 村長、答弁どうもありがとうございました。

旧喜如嘉小学校は、私の母校でもありますので、思い出がたくさん詰まっている場所です。また新たに活気の満ちた旧喜如嘉小学校になってもらいたいと思います。

それと企業支援賃貸工場に対してですが、A棟1号室について、これまでに賃貸借解約後、弁護士料や維持管理費等に使用した金額は幾らぐらいになっていますか。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長。
- 企画観光課長（福地亮） 安里議員の質問にお答えします。

詳細な金額というのは答えることはできないと思うんですが、今、9月の補正で弁護士費用100万円ほどの金額を上程させていただいて、今調整を図っているところでございます。A棟1号室の修繕が幾つか、A棟1号室だけではなくて、企業支援賃貸工場全体の消火ポンプなどの修繕というのがありましたので、台風に伴うですね、そういったものがありましたので、そういったところで数万円程度の金額が発生しているというところでございます。

- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 私が調べたところ、A棟1号室に使用した金額で消防設備保守点検料、これは平成29年12月の補正でやっております。それにA棟1号室建物明渡請求弁護士料の委託料として100万円を9月の定例会で補正を行っています。ブルーオーシャンが実際法人税等も含めて滞納した金が103万2,849円です。今、私が知っている範囲内の村の使用金額が106万4,800円です。実際、滞納金よりも膨れ上がっていますので、1日でも早く入居者の決定、募集をやってもらいたいと思います。ひとつ、最後に村長何かありましたらよろしくお願いします。
- 議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（宮城功光） 今、議員がおっしゃったように、A棟の1号室については、今、前業者の機材がまだ残っているものですから、どうしてもこれを出さないと公募ができないという状況であって、9月議会に皆さんにお願いして、弁護士にお願いして、退去してもらう手続を調整しているところでありますて、ぜひ早い時期にこれが解決するように、担当課を上げて頑張っているところでありますのでよろしくお願いします。
- 議長（平良嗣男） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

-
- 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時42分)

-
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に村道田嘉里線の土砂崩壊災害における民家損壊の補償について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村道田嘉里線の土砂崩落災害における民家損壊の補償について質問いたします。

6月16日の台風による影響で、村道田嘉里線の土砂崩落する災害は民家を損壊させる損害が起きていました。これまでに被害者は道路に亀裂があるので、土砂崩落するおそれがあり危険だと村行政事務受託者の立ち会いで村に現場を確認してもらい対策を訴えるが、村は土砂崩落するまでどのような対策をしてきたか。また、村は被害者に対して民間の家屋災害保険に加入しているので、保険を利用して修繕するように指導した根拠は何か。村道の土砂崩落は村道の維持管理する村の責任であり、管理瑕疵といえると思うが、被害者に対してどのように補償するのかお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

現場確認後の対応といたしましては、台風時など異常気象における現場の状況確認など、目視点検を行ってまいりました。また、民間保険により修繕することについては、被害者と現場状況等確認を行い、調整しながら早急に修繕が行える方法を選択していただいたわけであります。被害者に対する補償としては、家屋の修繕も終わっていることから解決済みと考え、現在、発注の災害工事の早期完成を目指していきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長は現場を確認してということでしたけれども、9月議会で話したように、約2年前に現場を確認して対策をとるようについて話したんだけれども、現場を確認したと、崩れるおそれのある対策については9月議会でも話されておりません。今回も話されておりません。そのことについて質していきたいと思います。台風災害の補償、基本的に台風で損害賠償は発生しない。自分の家の瓦が飛んで、他人に被害を与えてしまった場合、基本的には自然災害で生じた不可抗力の事故として、法律上の賠償責任が発生しないケースがほとんどで、賠償する必要はないと、これはネットなどにのっています。これは台風襲来に備えて、予防や結果の回避が通常は不可能であるという整理になります。台風の襲来に備えて、予防や回避が普通できると考えられることから、他人に損害を与えた場合は法律上の損害賠償責任が発生することになります。

それから道路法面維持管理のためのハンドブックというのが、これはネットで紹介されています。このことは国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所防災技術課計画係長が2010年9月に紹介しています。道路法面維持管理のためのハンドブック、初めに法面の多くは供用から長い時間が経過しており、老朽化が進行している状況である。このため、日常の道路巡回や定期的な防災点検により異常がないか、ない箇所であっても豪雨時においても法面が崩壊し、とうとい命が奪われるような事例が発生している。それでハンドブックが必要だということで。そのハンドブックの概要では、道路法面の健全性、低下のメカニズム、道路法面は主に降雨の浸透や地下水の浸入を受けて徐々に劣化が進行すると考えられる。ここでは盛り土及び切り土法面の長期劣化が以下のようなメカニズムで進行する考え方を示す。特に切り土面の劣化のメカニズムを紹介していきたいと思います。

雨水が降雨のたびに法面から土中に浸透し、飽和・不飽和の乾湿を繰り返す。地山の風化や亀裂の進

展により強度が徐々に低下する。盛り土法面と切り土法面は…。

(発言する者あり)

○ 8番（吉浜 覚） これはハンドブックです。そういうことで…。

(発言する者あり)

○ 8番（吉浜 覚） これ言ってから、言います。メカニズムは異なるもの。いずれの要因としても徐々に劣化に進行すると考え、終わりに、道路法面は管理では、担当者の十分な経験が求められるが、経験が少ない職員でもおおむね適切な判断が行われる内容として取りまとめた。終わりに、本ハンドブックの内容については、現場担当者の視点に立ち、道路法面点検時における着目点や異常の対応時の対応方法についてまとめたものであると。

それで今回は、そういうことで遵守してどのようにやったかということで、これは先ほど台風災害の補償の件で話しましたけれども、約2年前に、これは妨害予防請求権ということに捉えられると思います。事務受託者と一緒に。物件を有する者が、ものの支配に対して将来妨害されるおそれがある場合に、そのおそれを除去しようとする、請求する権利、物件的請求権の1つ、それで不法行為による損害賠償、故意または過失によって他人の権利または法律上保護されている利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

執行機関の責務、これは自治法です。地方自治団体は、執行機関は当該普通地方公共団体の条例、予算、そのほかの議会の議決に基づく事務、法令、規則、そのほかの規定に基づく当該地方公共団体の事務をみずからの判断と責任を負って誠実に管理し及び執行する責任を負う。

そして最後に、最後を言ってから、今回の質問で、道路法、この法律は道路網の整備を図るため、道路に関して路線の指定及び認定管理、構造保全、費用の負担区分に関する事項を定め、もって交通の発展に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。この法律において、道路とは一般交通に供する道路で、次の各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡し船施設、道路用エレベーター等、道路と一体となってその効用を全うする施設、また工作物及び道路の附属物で当該道路の附属して設けられるものを含むとする。これが管理して当然当たり前ですが、注意をして崩れるおそれがあると被害者側は言っているのに、それをどのように対策をとったかということで私は聞いておりますけれども、崩れた後、現場を確認して調整してやっていると言うけれども、2年前に、半年前に、約2年前、約半年前に村役場職員、村長は確認して崩れるまでの間、どのように対策をとったのかもう一度説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜議員、さっきから法面、法面という言葉を使っているんだけれども、法面は村の敷地ではないんです。わかっていますか。個人有地なんですよ、そこは。ここまで我々、村が管理しないとできないということですか。こんなことはないと思います、私は。

それでこの問題については、被害に遭った方が保険に入っているので、できるだけ早目にできる方法で処理したいということで、もうちゃんと処理されているんです。そして工事についても災害をとって、今、工事も発注して、工事をやがて施工するところに来ているんですよね。そういうことで、またこれから蒸し返すようなそういう質問なんですけれども、本当にそれで、被害者の皆さん余計、大変な思いをするんじゃないかなと私は思うんですけども。とにかく行政が民間の土地まで管理することはできないものですから、もしそういう要請が地主のほうからあれば、ちゃんと行政としてもしっかりと対応しなければならないと思います。そういうことですので、この辺はもう少し、この状況、あるいは被害者

の気持ちになってそういうことをやってほしいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。
- 8番（吉浜 覚） 村長の答弁、私から言えば本末転倒です。例えば今議会で議案第47号、和解及び損害賠償額の決定について。この件については、運営委員会で少しほは聞いております。それとその件は相手方にも、村にも落ち度があるということで和解の決定だということで、しかし、先ほど法面だけじゃなくて道路も陥没しているんです。実際、道路を保護するのであれば、法面まで確保して管理するのが私は当たり前だと思っております。それで早急にやらなければならないということで、民間の業者の保険を使ってやることもしかり、もしそれが保険に入っていたいなかった場合はどうですか。実際は、その私がハンドブックのマニュアルを言った件については、これまでの議会の中で上原線の工事を今しておりますけれども、工事が進んでいないときにアスファルトが亀裂しているものですから、そこから雨水が入ると崩れるおそれがあるよと、ほかの議員からも指摘がありました。そういうふうに予想されることをなぜやらなくて、この被害者は、とにかく一日も早く直してほしいという気持ちはありますけれども、加害者が支払うのが当たり前であって、この被害者は何の落ち度もないですよ。それで村は、早急に調整したからということで、その調整が今回の議案第47号について和解でお金を補償すると。そういうことでやっているにもかかわらず、片や私から見て、落ち度がないと見ているんですけども、あそこは民間の保険に入っているからそれでやりなさいということは本末転倒だと思います。先ほど私は地公法上、民法上言っている。当事者責任がありますよ。そして補償については2カ所からもらえないという形ですので、基本的には、あれは自分たちがお金を払ったものの補償だと、こっちは責任として見舞金を支払うということはできないでしょうか。再度、検討してもらいたいと思いますので答弁お願いします。

- 議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（宮城功光） 検討します。
- 議長（平良嗣男） これで村道田嘉里線の土砂崩壊災害における民家損壊の補償についての質問を終わります。

次に農業振興地域整備計画の全体見直しについて。8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 農業振興地域計画の全体見直しについて質問します。

現在、農業振興地域整備計画が平成25年9月に全体見直しされているが、農業振興地域の整備計画に関する基礎調査はおおむね5年になっていて今年度で5年になります。しかし、これまで農業振興のために村有地が払い下げられた土地が農振農用地の農用地から外され、太陽光発電施設が設置された事例、農地基盤整備やかんがい用水施設整備など、村有地払い下げ地や土地改良区の耕作地を利用したい方にどのようにあっせんするのかの問題など、どのように整備計画をするのか。

また、やんばるの森が国立公園に指定され、世界自然遺産登録を目指している。さらに、やんばるの森ビジターセンター施設整備や道の駅を移設するこの時期に整備計画をどのように進めていくかを伺います。

- 議長（平良嗣男） 村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） お答えいたします。

農業振興地域整備計画の全体見直しのことですが、見直し時期については検討中です。農業振興地

域の整備に関する法律第12条の2第1項に基づく基礎調査については、平成31年度より行いたいと思っております。休耕地等の利用については、平成26年度より農地中間管理事業等を活用し、農地の貸し手、農地の借り手を募っています。

やんばるの森ビジターセンター等の施設整備に伴い、観光客や農産物特産品の購入等が増加すると思われます。指定管理を受ける側としても村内の農産物特産品を積極的に扱うとのことですので、農家との連携を図ってまいりたいと思っています。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 平成31年に基本調査を進めていくということの説明でしたけれども、今、定住促進だということでやっているんですけれども、なかなか農地が回らない。住宅の件も午前中に質問があつたようにかなり厳しいんですけども、雇用、住居の確保ができなければ人口はふえていかないと思います。これだけ村有地を払い下げした農地がありますので、積極的に回る体制を進めてほしい点、一日も早目にやっていただきたい。現在、やっぱり農地農振法等の問題がありまして、隠居する人が土地を処分して、早目に新規就農者に土地を売りたいということとなっているんですが、この農振の整合性がなく、今現在、住宅となっている方もいます。それで他方の問題がありますので、この新規就農者を予定していたところが、銀行から借り入れができるないんだと。そういうふうな状況になっています。村有地払い下げ、また買った人たちが年とって離農したい、そして新たな人に売りたいんだけども、その辺の矛盾が農地あつせんできないような状況にあるので、ぜひともそういう矛盾を一日も早く解決してほしいと思います。

また、今回やんばるの森ビジターセンターの指定管理者制度の問題が出てきているんですけども、その説明資料にいろいろ出てきております。このやんばるの森ビジターセンターはエコツーリズムに基づく持続可能な観光を目指す拠点として、利用者の適正な情報を利便性の向上に取り組むことが求められていると認識しております。また農産物についてもできるだけ地域の集積拠点の機能として、利益を地域に還元する仕組みを重視することが当該ビジターセンターの整備の方向性とあると考えております。そしてさらに運営方針なども、この農産物の戦略の問題とか運営の問題なども計画上、出されております。そういう意味でもやっぱり整合性を図るためにも農振計画との連携、きっちり観光も含めてやっていただきたいと思っています。それがこの何年か、今現在ある道の駅もファーマーズマーケットの問題もいろいろあったんですけども、やっぱり施設は人格を一つにして、個別にじゃなくて、それぞれ相乗効果があるように、みんなが使えるような、利用できるような形で進めていただきたいと思いますが、その辺の説明をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 最近、大宜味村でも若い人たちが農業をしたいということで、大分Uターンで来ている方もいますし、また移住で、若い夫婦で大宜味村で農業をやっている方々も大分出てきております。そういう意味では、その皆さん本当に大宜味村で農業がしやすいような政策をつくっていくために、やはりこれからしっかりと調査をして進めていきたいと考えております。特に農業委員会、私と農業委員会、あるいは指導員の皆さんとも定期的にそういう情報交換をしながら、休耕地の活用をしっかりと進めていきたいと考えております。

それからやんばるの森ビジターセンターのほうの大宜味村の農産物については、できるだけ多く活用できるように、展示即売できるように進めていくというのも、今回受託した企業が積極的にそういう、

全国的に展開している企業でありますから、確実にその辺について、大宜味村の農産物を、あるいは産業の発展のために尽力していただけるというふうに思っておりますし、これからしっかりとその辺の調整はやっていくということで、今、進めているところであります。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ビジターセンターの関係は、いい方向で進めていただきたいと思います。

大宜味村で農地基盤整備をしたんですけども、かん水事業が十分されていないと。特に山間部にあるために、水脈が畠地より低いところからひかなければならぬとか、いろいろ問題が出ております。特に大工又などは、以前は養豚業者が何名かいて、そこの農業用水の管理をほとんど彼らが担っていたものですから、農業用水活用できていたものでありますけれども、そういう山地にある農地については、なかなか水が引けない。それで大規模農業とか専門的にやろうという形の足かせになっています。また、今先駆的にやっている方がいるんですけども、本土では夏場の高山野菜があつて、冬場は出せないと。リレー方式で、冬場は沖縄でやっていくと。そういうふうな基盤、かん水施設が本当に農振事業で計画を立てられたら、先ほど言ったビジターセンターとの関係も、また定住しようとする人たちもスムーズにいって、できるんじゃないのかなと思っております。平成31年度に調査に入るけど、平成31年度中に計画書も作成できるのか、その辺まで方向性を出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大城 武） 吉浜覚議員の質問にお答えします。

まず、計画策定でありますけれども、これまでの状況から見ますと、実際、調査にほぼ2カ年ほどかかっています。この調査の結果に基づいて見直しという形で農振整備計画を見直しているわけですが、実際手がけて3年ほどかかって、広告まで至っているというのがこれまでの状況です。それでやっぱり今回についてもそれだけの時間がかかるんじゃないかと予想しています。

それとまた、かん水施設のことですが、やっぱり今、水に困っている地域というのが大工又地域、それと江洲の地域があるんですが、地形的な要因で水源地が確保できないというのが一番のネックとなっています。ただやっぱりこの地域においては、団体営のかん水事業とかが事業上は可能な場所です。ただし、水源を確保するためには大工又ですと大保川本流からポンプアップという方法、江洲にしても大保から上げるか平南から上げるかという状況になっていくと思います。そうなると、これまで土地改良事業とか畠地かんがい事業とかやってきたところの問題点は、施設は補助事業ができるんです。しかし、この維持管理事業そのものが農業者で組織する団体で維持管理しないといけないものですから、そこら辺が農家の同意を得られるようなことでしたら事業採択に向けて進めていけると思います。それと実際に田嘉里山に畠地かんがい事業が、昭和の終わりごろに設置したものがあるんですが、この地域についても自然流下ということではなくて、ポンプアップをして、それから自然流下という方法で水を確保しているものですから、今現在、この農業者団体のほうではちょっと維持管理ができないような状況が来て、うまく活用できていないような状況もあります。そこはポンプアップするための電気料がかなり農家に負担になってしまっている状況です。

そういった状況ですから、やっぱり農家の負担金を農家がもってやる。それと維持管理は農家でちゃんとやりますということができるんでしたら、事業を進めていけると思います。ただ、そこら辺の条件整備をしないことには、事業採択に持つていけないということがありますので、ここら辺については今

後また検討したいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 水の問題については、かんがい用水関係については非常に、さつきも課長が言ったように非常に厳しいところがあります。しかし、厳しいから何もしないというわけにもいきません。村としては、各集落、旧簡易水道が各集落にあるかと思います。これを活用して、道路沿いにタンクに詰め込めるような仕組みをしたいということで、今調査をさせているところです。ぜひこれも、早い時期に各集落に農業用水がタンクにすぐに入れることができるような仕組みをしたいと思っております。これは補助事業では非常に厳しいので、一般財源でどれぐらいできるかというのは、年次的な計画で一応進めていこうかなという考え方で、今調査を進めていこうということでやっているところです。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ここで農業振興地域整備計画の全体見直しについての質問を終わります。

次に医療、保健、福祉及び介護等の充実について。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 医療、保健、福祉及び介護等の充実についての質問をいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、重度な介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。また、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要と推進しています。

村は、医療・保健・福祉・介護等も含めた地域包括ケアシステムにおける地域資源の開発や構築を推進するために各種事業を実施しているが、次のことを伺います。

1、条例で村立診療所は、村民の健康保持に必要な診察を行うための目的で設置されているにもかかわらず、外来患者が多く混雑し、待合室で座れない患者もいて住民から苦情がある状況で、条例違反をしてまで隣村から患者を送迎するのはなぜなのか。

2、こども医療費窓口無料化における18歳までの対象や12月実施における影響はどのようにになっているのか。

3、なかゆくい事業、ミニデイ事業、サロン事業の拠点づくりのエリアや組織体制づくりは妥当なのか。

4、地域包括ケアシステムの構築していくための拠点づくりのための福祉センターや保健センター施設建設は不可欠と思うが実施するのか。お尋ねします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、村立診療所は村民の健康保持に必要な診療を行うため設置しておりますが、隣村からの患者を受け入れることが条例違反とまでいえるとは考えていないところであります。

2番目は、こども医療費助成について、12月から実施したばかりであり、現時点での実際の影響額は判断できない状況です。

3、なかゆくい事業については、こちらがエリアを指定しているわけではなく、希望する団体等に助成して実施しているため、現在、未実施の団体等から希望があれば、実施に向け相談していきたいと考えております。ミニデイ事業については、一部を除き各字で実施しているため、エリアについては妥当

だと考えています。サロン事業については、本年度9月から村内全域を対象に1カ月で週1回のペースで実施をしております。体制については、ミニディ、サロンともに社協に委託をしております。スタッフの雇用が難しい中で何とかやっていただいていると考えています。

4番の質問では、必要性については理解していますが、補助事業のめどがつかない中、現時点では実施すると言える状況ではありません。

なお、先ほどの1番の質問に対して、隣村から患者を受け入れているということについては、以前のひかり医院のバスを使って運行しているということを聞いております。それから座る場所がないと苦情があるということですけれども、私ども役場や診療所に対しては苦情が1つもありません。これまでの、3月までの病院と新しい委託した金城先生の診療においては、やはり患者さんが信頼しているからこういうふうな状況で多くの皆さんがあるわけです。病院として、これを規制することは、私はあつてはならないことではないかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の村立診療所については、村長は村外から送迎していることについては違法の認識はないと。それでまた前に使っていた送迎車を利用しているんだと。たとえどんな車を使おうが、村立診療所の法人格でやっていくわけだから、それはどの車を使おうが村立診療所の行為だとみなさなければならぬと思います。特に苦情がないという形で言っていたけれども、村長は前に約80名ぐらい来ているということで、前の先生は20名ぐらいが適当だという話があつて、薬局も運営が厳しいという話もありましたけれども、そうしたらこの2つの診療所、医療機関が1つになっていて、待合室で座れなくて立って外に出たり、また廊下の隅の腰掛けに、次の診察を待つところでも座ったり、いろいろやっているんですけども、やっぱり2つの診療所の分はやっているわけだから、国頭にも村立診療所があります。集中的に医療、保健、福祉、介護等の充実ということで取り組むべきじゃないかと思っています。ちょうど今年の3月でしたか、住民福祉課から国民健康保険制度の仕組みと課題についてということで、1人当たりの医療費が平成27年で、県内で大宜味村2位、国頭村1位だと。それで過去のデータも最近のものしか、1年前のものですけれども、3位以内に上がっている。そして医療費を軽減するためにジェネリックの使用とか、それから介護予防とか、この保健事業を駆使してやっているわけですが、結果的にはこれだけ高いというのはその事業はやっているんだけれども、やっぱり余り効果は出でていないんじゃないかなと。まだ私は調査中ですが、ずっと以前は、大宜味村は1人当たりの医療費が低かったということで、またこの件には追跡調査していきたいと思います。この辺については、医療機関も保健、福祉、介護の充実するような形で村立診療所が示す役割はとても大きいと思いますので、ぜひいい方向で結果を出せるようにやっていただきたいと思います。その辺また答弁をお願いします。

2番目に、こども医療費はまだ実施したばかりで結果が見えていないという答弁でした。私も専門医、名護で利用したら、これはチラシですけれども、これと同じようなものが沖縄県保健医療部がこども医療費窓口無料化平成30年10月受診分からということで出ておりました。あれ、大宜味は12月からやるのに、これは誤解を招くんじゃないかなということで話したら、近くにチラシがありましたので、一応もらいました。その裏側に市町村により実施時期、対象年齢などが異なる場合がありますということで、現物給付に対応していない医療機関がある場合は、これまでどおりの方法によって助成を受けることになりますということになっているんですけども、村はこの間、ふるさと薬局に行ったら、12月のポスターが、大宜味村発行のものが張られておりました。だから県が地域格差がないように、10月に実施を

呼びかけているのにおくれたというのは、ポスターをつくらなくてもつくると。それから村立歯科診療所では、私ちょっとある情報があつて、10月の半ばごろに行つたら窓口無料化を実施しているんです。そうしたら大宜味村は12月実施に関するような、わかるような資料を持っていたものですから見せたら、勘違いして、その後聞いたら、さかのぼってみんな徴収されたと。また村の診療所については、大宜味村は実施していないから、例えば大宜味の元出身が村外にいて、何らかの事情でここに来て、こどもを見せたら、自分はこの自動償還の証書を持っているんですが、大宜味村は実施していないと。これは大宜味村役場が窓口無料化をまだ実施していないだけであつて、県全体では医療機関には10月にスタートしましょうとか、いろいろ話をされているんですけども、実際、ほかの市町村から来た人も医療機関ではそれは対応しなければならないような状況になっているにもかかわらず、もうスタート時点でそういうふうな弊害が出ております。また、もう一つに、これまでおくれていたのは、村長は他市町村の動向を見るとか、また調査上、窓口無料化にしたら医療費が上がるんだとか。いろいろそういうふうな話をされていたんですけども、実際、こども医療費窓口無料化独自の現物給付への、国はペナルティーを課しています。その辺の影響は現時点でのどのような影響になっているかわかると思います。この辺の返答もお願いします。

それからなかゆくい事業、ミニデイ事業、サロン事業のエリアについては、この要望している、なかゆくい事業などは申し込みしているという状況ですけれども、このなかゆくい事業とか介護施設とかの関係がありまして、連携がなかなかスムーズに行っていなくて、やっぱり地域に介護施設もあれば、介護施設からミニデイ事業に行ったりもしているんです。やっぱり介護施設だけにいたら地域の人が見られない。そういうふうな移動的なものもあります。特にサロン事業は村一円となっているものですから、この対応する道具の持ち運び、占有するところがないものですから、あっち行ったりこっち行ったりということで、国頭、東などは福祉施設があります。そこに社協などが入つて、そこで事業を展開しているんです。大宜味村の場合は一生懸命やっているけど、拠点となる、そういうところがないものですから、もう道具をムッチャクッチャーしてやっているような状況にあって、またミニデイとかサロン事業、介護施設の事業との連携がいかにしてできるか、その辺はこの事業自体が単発で終わっているというのか、連携がなかなかスムーズに行われていないような気がしますので、その辺もやっぱり行政としても整理していただきたいと思っております。

さつき言ったけれども、4番目の、今、補助事業がいろいろあるので、今のところ計画していないと言うんですけども、実際、必要性を考えて、さつき言った農地の問題、簡易水道の問題と同じように、この辺の話を具体的に拠点となるところを、やはり要するに医療、保健、福祉、介護の事業がスムーズに行くように拠点づくりは絶対必要じゃないかと思っておりますので、再度、この件をどうやっていくか示してほしいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 私のほうから1番について少しお話ししたいと思っております。

吉浜議員から3月までは20名、30名程度だったと。現在は、4月に開院してから平均60名ということを聞いております。その60名を対応するための職員としては13名ほどいます。以前は何名いたか知りませんけれども、そういう中でほかに行っていた、名護あるいはほかの病院に行っていた皆さんがある程度村立の病院に回ってきたというのが私の見方なんですけれども。それと名護とかほかの病院に行くと一、二時間では終わらないんですね。大宜味村の診療所では1時間以上待たせる人はいないと思いま

す。そういうふうな状況で、患者さんの体調を見ながらしっかりと対応しているのが今の大宜味村の診療所の状況だと、私は自信を持って言えると思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長。

○ 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長（佐久川紀亮） 議員の質問にお答えいたします。

1番目に関しては村長からもあったんですが、診療所について混雑しているというお話ではあるんですけども、4月から3カ月ほど、開設して、最初の状況では確かに混雑して、週頭、月曜、火曜などは大分混雑していたのかなと思いますが、今は患者さん本人の調整もあるんですが、スタッフの声かけ等もあって平準化してきているのかなと。前よりは混雑が解消されてきているのかなと考えております。

医療費については、やはり高齢化率も上がっておりまして、高齢者の数がふえてきておりますので、診療する方々の人数もふえてきているということもあって、やはり医療費は上がってくるのかなと考えております。

それから2番目のこども医療費窓口無償化の件ですが、県としては10月からということであるんですが、先ほど吉浜議員からありましたように、市町村によってばらばらということもあって、基本的に、先ほど歯科診療所のほうで12月からなのに10月に現物給付でやっていたということではあるんですが、基本的に村としては自動償還に対する保険証を持っていないと基本できないと認識しておりますし、勘違いして歯科診療所のほうではやってしまったと思うんですが、そういうことは基本起こらないという想定だったものですから、本来であれば診療所を含め、12月から開始するという連絡も必要だったとは思いますが、やらなくてもわかるという前提でやってしまったことはちょっと足りない部分であったのかなと考えております。

それから先ほど元村内出身者で村外の方が村立診療所に来て現物給付で対応できなかつたというお話があるんですが、これは大宜味村だからということではなくて、ほかの病院に関しても現物給付のほうの対応ができていない医療機関も幾つかありますし、その手続ができない場合はこれまでどおりの自動償還方式ということで対応をしているんですが、大宜味村が12月開始だからということではなくて、たまたまこの診療所に関してもシステムの対応ができていなかつたというのが原因なのかなと思っております。

それからペナルティーについては、額的なものが、幾らペナルティーがあるのかというのは、高校生まで伸ばしたというところもありまして、金額のほうが正式に出ていないので、ちょっと今回の回答では控えさせていただきたいと思います。

それから3番目のなかゆくい事業についてですが、介護施設との連携が必要だとか、サロン、改善センターで今現在やっているんですけども、何か物の持ち運びが多いというお話ではあるんですけども、第1回目については活性化センターのほうで実施して、2回目以降は改善センターでサロン事業も週1回行っていますので、物の移動等は特にないのかなと思っております。

それからミニデイとかほかのサロンとの連携ということではあるんですが、内容としてかぶってくる部分はあるとは思うんですが、ミニデイで漏れているというか、不足の方々もサロン事業で拾いながら、村民が利用する機会をふやせるようにしていけたらと考えております。

それから4番目、福祉センターと保健センターについては、議員御指摘のとおり、必要性に関しては我々も十分感じております。ただ、今現在、ビジターセンターとか認定こども園、施設整備等、いろいろ事業もやっている中で、補助メニューも今ない中で単独でもやるという話がすぐできるものでもない

ですので、検討しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番については、村長と考えが平行線ですので、やっぱり医療機関は治すだけではなくて、予防医療をすることも大切だと思います。その辺は村立診療所を建てた意義はそこにあると思います。採算が厳しい中、建物や施設、管理費も提供しているわけですから、当然それは村民がより医療にからなくとも済むような体制をつくることが求められておりで、村長が言っている違法にはならないというものについては、私はそうは思っておりません。ぜひ改善していただきたいと思います。

それからこども無料窓口については、もうやったことですが、とにかく18歳までの件について実施したことについて私は感謝しております。

この国のペナルティーについては、各自治体、地方が国の責任できちんとやるべきだという体制を皆さんで積極的につくっていただきたいと思います。

それからなかゆくい事業、ミニデイ、サロン事業の拠点づくりの体制づくりの中で、これは大宜味村長寿復活大作戦の中で介護予防地域づくりを推進していく上で見えてきた課題。行政が主体で動いている。事業が終了すると、活動が衰退してしまう、継続しない、例えばある集落で公民館でやっていたけれども、ボランティアがなくて、今、閉じていた共同店を再発足させて、半分をそこで居場所づくりを、地域支え事業をやっております。そういう意味でも事業が終了するということは、事業はある程度有償ボランティアとかという形のものが大きいと思います。無償になるとやっていく人が限られていくということになるから、そういう表現をしているんじゃないかなと思っています。それにこの長寿復活作戦いきいき百歳体操とかということで、その中でまた運動に起因するもので加齢によると考えられた病気や虚弱状況が筋力量や筋力の低下に関係していることがわかった。高齢者がどの年齢においても筋力量や筋力を維持し回復することができる事がわかったということで、90歳以上の虚弱老人の多くがかなりの短期期間の簡単な運動で筋力を2倍以上にできるということで、全国で絶大な効果だということで、いきいき百歳体操で筋力アップ、柔軟体操アップ…。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員、もっと簡潔にやってもらえませんか。

○ 8番（吉浜 覚） ということでいろいろ出ております。その件は、学校跡地利用の計画の問題で、ある民間の介護施設がフリーで入れる筋トレ、施設トレーナーもいたんですよ。たまたま施設を拡大するためにできなくて、国頭にその施設を移しています。先ほど言ったような保健センターとか東村にも保健センターでそういう筋力アップするところがあります。ぜひとも、この福祉センターや保健センターは不可欠だと思います。事業は実施しているけれども、内容をより加味して展開できるような仕組みづくりをつくっていただきたいと思いますので、ぜひともその辺をもう一度きちんと方向性を出していただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長。

○ 住民福祉課長兼子ども子育て支援室長（佐久川紀亮） 質問にお答えします。

なかゆくい事業、いろいろな事業については議員御指摘のとおり、これからいろいろ連携しながらやっていく必要があると思いますので、こちらもうまい連携ができるような形で進めていけたらと思っています。

それから福祉センターと保健センターについては、やはり必要性というのはこちらも重々承知してお

りますので、内容ですね、この事業の、補助の検討もしながら、いつごろ進められるか、また早目に計画が立てられるよう進めていきたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 以上で吉浜 覚議員の質問を終わります。

◇ 大 山 美佐子 議員

- 議長（平良嗣男） 次にコミュニティバスと路線バスについて。5番 大山美佐子議員。

- 5番（大山美佐子） 私は、区長や民生委員をやってきた経験から、女性の目線で村民の意見を議会に反映したいという思いで議員になりました。よろしくお願ひいたします。

私が立候補するときに、村民にアンケートをとりました。その中で要望が多かったのがコミュニティバスを導入してほしいとのことでした。そこで質問します。

現在、路線バスの補助金に村から幾ら支払っていますか。

- 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 大山議員の質問にお答えします。

大宜味村では、地域住民の生活交通の確保維持を図るため、辺土名線と川田線へ生活バス路線確保対策として補助をしております。平成29年度決算額で辺土名線が591万3,000円、川田線が489万1,000円、平成30年度予算で辺土名線が592万7,000円、川田線が489万5,000円となっております。

- 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

- 5番（大山美佐子） 路線バスに多額な補助金を支払っていることがわかりました。川田線も今出しているんですかね。国道58号から遠い田嘉里や江洲などに住んでおられるお年寄りや車のない方が、役場や農協、名護などへ用事に行くとき、コミュニティバスがあるととても助かります。

村は、コミュニティバスの導入についての考えはありますか。どうですか。

- 議長（平良嗣男） 村長。

- 村長（宮城功光） コミュニティバスは、既存の路線バスによりサービスが行き届かない地域において、地域の実情に応じた交通システムとして運行されるものでございますが、全国的な事例を見ましても事業収支に見合う利用者の確保が難しく、運行経費や車両購入費に対する赤字負担が課題となっております。平成30年10月から川田線廃止に伴いまして、代替バスを運行しておりますが、利用状況は乗車のない日が多いのが現状です。村として、コミュニティバスの導入については、地域が求めるニーズとの適切な整合を図るとともに、継続的な運行を求められるため、今後、大宜味村バス対策協議会等で十分な検討が必要と考えております。

- 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

- 5番（大山美佐子） バスは、江洲とかの要望がすごく多かったんですけども、バスは8人から9人乗りぐらいのワゴン車で大宜味村はいいと思います。浜から田嘉里、謝名城、喜如嘉から国道に行くコースと、また塩屋、押川、江洲から国道に行くコースが考えられます。東村では、源河線と白浜線が名護からのバスにつながって連携して停まっているそうです。また若い人の運転手の雇用もふえて、利用する方々も、東村は定着してきているそうです、もう1年になりますと。ぜひ、路線バスの補助金もあり、資金がかかりますが、今後、大宜味村は高齢化がますます進みます、大宜味村だけではなくどこも進むんですけども、高齢化が進み、交通弱者がふえることと考えます。ぜひ我が村のバス、ワッ

ターバスという長寿の村の福祉行政として、ぜひともコミュニティバスの導入を検討してもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。先ほど村長も申し上げましたように、コミュニティバスの運行につきましては、既存の路線バスに影響があつてはならないということが前提になっていると捉えております。今議員からありました江洲地区、押川地区等で山間部から国道につなぐバスにつきましては検討する必要があるとは思います。

しかしながら、やっぱりバスの導入については、ある程度の運賃もいただかないといけないと思いまし、採算性があるかどうかというのも十分検討しないと、やっぱり1人2人のために全体の2台とか3台…、1台であつても2人か3人ぐらいの運転手が必要になってくると思います。そこら辺の検討も十分必要だということで、村長のほうから村のバス対策協議会という会がございますので、そちらのほうで検討していきたいという回答になっていると思います。

また、つけ加えまして、先ほど交通弱者のものがありましたが、そこら辺はまた福祉課のほうで買い物支援事業というものと、外出支援事業というもので社協のほうに委託して、登録制ではありますが、そういった事業も活用しながらカバーできるところはやっていて、それ以上に膨らむような需要がある場合には、またコミュニティバスのほうも進めていかないといけないのかなと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 大山美佐子議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 課長からいい答弁が…、いい答弁というより、山間部のほうは声が多く出でていますので、検討するということでしたので、前向きによろしくお願いします。以上でこの質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これでコミュニティバスと路線バスについての質問を終わります。

次に憲法九条についての見解について。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 村長は、昨年、九条の碑の除幕式で戦後72年間平和だったのは、憲法9条の第2項があったからで、大宜味村においてしっかりと平和の願いを恒久平和として建立したこの精神を子供たちへ継承し、大宜味村から全国へアピールするとともに、恒久平和を願っていきたいと言われました。このお考えに変わりはないですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 大山美佐子議員からは2つ本当はあるんですけども、一つ一つということでありますので1番だけお答えしたいと思います。

昨年の12月26日でしたか、憲法九条の碑の除幕式、建立式が行われまして、その当時の考え方と今と変わりますかとありますけれども、全く変わりはありません。先ほど議員が読み上げましたように、今日の平和というのは憲法9条の2項で平和が保たれたものだと、今でも変わることを答弁といたします。

○ 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） わかりました。村長の気持ちがわかつてよかったです。

2番目に、安倍首相は憲法九条に自衛隊を明記すると発言していますが、村長はどう考えますか。

- 議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（宮城功光） 先ほどもあったように、この件については、やはり私も議員当時からこの憲法9条の改正については反対をしてきておりますので、今でも安倍総理が憲法9条に自衛隊を明記したいという話があるのは当然わかっておりますし、これについては、政府の中でも反対が多いわけです。それできのうの最終臨時国会においても憲法審査会に上程ができなかった、4つの憲法を改正する予定がありましたけれども、今臨時議会では改正ができなくて断念したときょうのニュースでもあります。来年また持ちかけてくるとは思うんですけれども、常に呼びかけていくと思います。

私は、去年こういうふうに村として建立しておりますから、毎年、平和宣言みたいな、憲法九条の碑を建立した意義を全国にアピールしていくためには、毎年集いを行って、平和アピールを行っていきたいと思っております。あす4時からこの憲法九条の碑の前で1周年記念の集会をやりますけれども、その中でも私は平和アピールをする予定としております。そういうことでは、本当にこの自衛隊を持つ親においても大変戦場に送られていくのが厳しいんじゃないかなという思いを私はしておりますので、その辺については今後も訴え続けていきたいと思っております。

- 議長（平良嗣男） 5番 大山美佐子議員。
- 5番（大山美佐子） 自民党が今国会で目指した改悪案は、村長が言われましたように改悪案は見送られました。来年の1月招集の臨時国会以降に持ち越されることになったと報道されています。今後とも村長は憲法9条の改悪に反対する立場を啓示され、憲法9条を守るという恒久平和の発信地として大宜味村をアピールしていくことを願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（平良嗣男） 以上で大山美佐子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変御苦労さまでした。

（午後 2時42分）

平成30年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成30年12月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成30年12月12日 午前10時00分)

散 会 (平成30年12月12日 午前10時50分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農業委員会事務局長	大 城 武
財 務 課 長	真喜志 亮	監査事務局長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長 兼 子ども子育て支援室長	佐久川 紀 亮	選挙管理委員会書記長	知 念 和 史
企画観光課長	福 地 亮		
産業振興課長	大 城 武		
建設環境課長	新 城 寛		
会 計 課 長	山 城 咲 代		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘要
1	議案 第45号	塩屋港公有水面埋立に関する意見について	質疑 委員会付託
2	議案 第46号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
3	議案 第47号	和解及び損害賠償の額の決定について	質疑 委員会付託
4	議案 第48号	指定管理者の指定について	質疑 委員会付託
5	議案 第49号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
6	議案 第50号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
7	議案 第51号	やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製 設置業務委託の請負契約について	質疑 委員会付託
8	議案 第52号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	質疑 委員会付託
9	議案 第53号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	質疑 委員会付託
10	議案 第54号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第45号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 済みません、経済建設委員会ではないので、意見書について記載の部分ですね、ちょっと確認だけとおきたいと思います。今、6つの項目の記載がありますが、あと1項目ですね、地域優先発注という言葉を入れることはできませんか。地元へ発注ということですね。
- 議長（平良嗣男） 副村長。
- 副村長（島袋幸俊） そのあたりは、検討してきたんですが、県の大型工事等については、ほぼ一般競争入札、指名競争入札というのはほぼないだろうと思っております。総合評価とかそういうものを考えた場合に、なかなか厳しい、そのあたりを入れるというのは厳しいだろうと。それで4番のほうに、村及び地域住民への連絡体制を整え、調整を図ること。そのあたりで村長からの要請を含めて、そういうものは話し合いをしていきたいと思っております。以上です。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） じゃあ、とりあえず検討はちゃんとしたということですね。
- 議長（平良嗣男） 副村長。
- 副村長（島袋幸俊） 今6項目がされているんですが、当初4項目ぐらいであります。そのあたりは追加すべきだろうということで、今の6項目になっておりますので、検討はしてきたということであります。以上です。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第45号は、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎議案第46号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第46号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第46号は、経済建設常任委員会に付託します。
-

◎議案第47号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第47号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第48号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第48号 指定管理者の指定についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。
- 3番（仲井間宗利） 指定管理者の件でちょっとお聞きしたいと思います。
地元としては、近いところからも上げられるのではないかと思ったんですけども、これのとおり出てきています。その経過を教えていただきたいと思います。
- 議長（平良嗣男） 企画観光課長。
- 企画観光課長（福地亮） 仲井間議員の質疑にお答えします。
経過としましては、説明資料の10ページをごらんいただきたいと思います。本提案に関しましては、これまで平成28年度から計画を進めさせていただきましたこの整備計画の中で、この施設を運営するに当たりましては、やはりこれまでの大宜味村で行われた指定管理者制度の運用の関係と、これまで他地域との、先進地の事例等も考慮しながら検討させていただきました。その中で、やはり大宜味村内で経済を回していくというときに、地域だけでは物足りない部分があるということの意見が多くありますて、全国公募をかけようというところになりました。そして全国に、大宜味村のホームページであったりとか、あと東京事務所であったりとか、そういうところへ公募の依頼をお願いしながら、今年度8月23日から公募を開始しております。そして10月12日に公募を締め切り、本議会の提案でもありましたけれども、応募者1者、数件の問い合わせはありましたけれども、応募者1者、これが村内事業者は1者も意見、申し合わせ、質問等はありませんでしたので、村外からの、県外になりますけれども、提案が1者ということになっているものです。以上です。
- 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。
- 3番（仲井間宗利） 担当から聞きますと、すごい会社を持っているということです。説明資料のほうにもいろいろそういうことを書かれて、すごくいい会社なのかなと、こう感じております。県内にもそういう事業を興しているということですので、そういう管理者が埋まれば、今まで結の浜でやったそういう経過もありますので、しっかりやってもらいたいと思います。以上です。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） この指定管理者について、3点ぐらいお聞きしたいことがあります。
これ、契約はこれからだと思うんですが、1つ目は、この指定管理に関する条例の中で、特産加工場は賃貸料を徴収するという項目がちゃんと設けられているんですが、このビジターセンターの設置に関する条例では、この賃貸料に関しての記載がないものですから、その辺はどうなっているのか。
- 議長（平良嗣男） 企画観光課長。
- 企画観光課長（福地亮） 大城佐一議員の質疑にお答えいたします。

指定管理料と賃貸料等の関係、使用料も含めてですけれども、その関係ですけれども、まず、この指定管理に関しては公の施設の管理という条例がありまして、その中で個別の条例を設けることができるようになっております。その中で、やんばるの森ビジターセンターの管理運営に関する設置条例というものができておりまして、その中で、私たち、やはり今回の指定管理を行う施設につきましては、大宜味村の担つてもらいたいという業務というのが多くあります。ほかの賃貸工場とか特産加工施設については、基本的に事業者のための施設のような形になっているのかなと思いますけれども、今回は、例えばエコツーリズムの構想であったり、世界自然遺産に関する事業であったりとか、そういったものが大宜味村の意向に沿った形で行ってもらいたいと。また道の駅の機能もありますので、そういったものも我々の思いの中で事業をやってもらうということで、指定管理料は逆にこちらから維持費関係も含めてですね、こちらから出していくものがあるというところになります。なので、この条例の中には使用料を徴収するというものは発生させないということになっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これに使用料とかいろいろ条例の中にもあるんですが、これはこの施設を利用する人たちが払う使用料ということですよね。それをこの指定管理者になる人の全部、収入になるわけですね。そうやった場合には村から逆に払うということですけれども、そこはちょっと矛盾が生じるんですけども。今まででは特産加工場の例を何度も課長と話をしたことがあるんですけれども、これはいろいろ契約上、指定管理をするにはその工場の中の機械、大変莫大な機械料を払っていますよね、村独自で。その辺は賃貸したほうがいいんじゃないかということで話をしたことがあるんですが、今度はなぜ指定にしたのか。今後も、例えばこの施設の中の備品等、物品等が故障、例えば壊れた場合は、これも今度、役場が全部責任を持って修繕したり、例えばつくりかえをしたりするのか、その辺を1点。するのかですね、その辺はきっちり、契約もこれからと思うので、契約書がまだ見えないものですから、契約書にもこういったものをきちんとたってはっきりしないと、今までの特産加工場みたいなことは大変な出費になりますので、その辺はどう考えているのか、ひとつお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

この指定管理料が、最初の質疑にもあったような答えになるんですが、やはりこの業務については、指定管理については大宜味村が構想している、考えている観光振興であったり、エコツーリズムの構想であったりというものを担つてもらうということが大きくあります。そこと道の駅の機能、そういったものを含めてそれに係る業務運営に関する費用をこちらからお願いしなければいけないというところであります。やはりそういう業務を負つてもらうということで、あとは使用料を取らないかということになると思うんですが、そういうことを負つてもらうということを相殺するような意味合いで使用料はまず発生させないと。ほかの自治体等の先進事例等とともに含めて大体相場というのがあります、やはり指定管理を行うときには指定管理料を払ってお願いするというのが大きいようです。そういうことを調整しながら検討を重ねて今の状況になっているということです。指定管理をしていただいて、この大宜味村の総合産業的な位置づけにして、地域の経済を村内で回してもらいたいという、大きな願いになっているというところで使用料はなしということにしております。

また維持更新関係につきましては、この指定管理を募集するときに業務仕様書を作成してお願いしております、その中で業務リスク分担というものもせております。大きな、軸体的なものですね、建

物とか、こちらからお願いしている大きな施設ですね、今回はドームシアターに関するものの備品等の大きなものに関するものとかはちらで見ないといけない部分が発生すると思います。その中の維持費も一部、この指定管理料の中に入ります。ただし、基本的な小さいもの、ちらで整備するものはまだまだあるんですが、そこについてはリスク分担、業務分担の中で、この指定管理者のほうが担っていくというふうに明記されているものになっております。修繕も一緒です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） あと1点は、いろいろこの指定管理をされる業者は、全国でいろんな事業を開いているわけですが、その中で、インバウンド向けに期間限定ショップの運営が平成28年6月から29年3月ということで盛られているんですが、このインバウンド事業が何で期間限定で、1年足らずでやったのか、これは今後、今でも訪日、沖縄でもそうすけれども、外国からの観光客というのが年々右肩上がりで上がっているわけですね。そういった取り組みも大変必要な時期に限定で1年足らずでやっているんですが、その辺はどういうことで。これはわかればいいんですけどもね。今度、沖縄の、このやんばるのビジターセンターを、大宜味村も、この沖縄にも外国の観光客が相当入ってきておりし、そういう向けのインバウンド事業展開にも大宜味村も入っているのか。その1点。

あと、そこの従業員を見ると資格者が大変いっぱいいるわけです。何十名というふうになるんですが、この資格を持っている人は、例えばいろんな資格を持っている人は、1人で10持っている人もいるし、この人数的になるのか、その辺の内容がわかれれば、1人で10ぐらい持って、全部これに含まれているのか、全くそうではなくて、全くこの人数なのか、その辺がわかれれば答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地亮） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

まず最初のインバウンドと、あとこれからの観光関係ですね、受け入れ体制等ということがありましたけれども、1年間限定というのは把握していないところでございますが、ただし、この事業者につきましては、旅行業法であったりとか、そういった観光に関する資格等も有しているところがあります。これはやはり会社で持っているものだと思いますので、そういった中では、今現在やっているものを踏襲しながら、今後の地域の、大宜味村のことを知つて、もっと勉強をして展開していきたいということを受けていますので、我々と一緒にになって、また観光協会と一緒にになって動くことがありますので、観光協会の理事にもなってもらうということに仕様書にうたっておりますので、その中でこれからつくり上げていくものになると思います。

あと資格につきましては、細かくは把握していないところでございます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほどの答弁で観光協会の話も出ましたけれども、この施設は農林水産、地場産業と観光がリンクして展開しなければいけないと、私も同じく考えております。それで先ほども観光協会と連携するという話がありましたけれども、観光協会も今進めようという話が出ておりますけれども、実際、拠点はこの施設の構内にできるのか、その辺も聞いてみたいと思いますが、今わかる範囲で答弁をお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地亮） 吉浜議員の質疑にお答えします。

観光協会の事務所といったしましては、本施設の情報発信施設という部分に事務所を置く予定となって

おります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第49号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第50号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第50号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第51号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第51号 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） その辺をちょっと確認して聞きたいのがありますて、質疑をしたいと思います。

このビジターセンター内に情報発信施設を設置することは、大宜味村の観光に有利に働くと思って大変歓迎しています。しかし、この金額を見ると大変な設備費がかかっているわけですね。そこも先ほどの指定管理者と同じように、こういった備品等というのは高額なものですので、その辺の扱い方がどういうふうになっているのかが1点。

それとあと、この中でやんばるの森ビジターセンターでの連動ということで、レンタサイクル事業というところとコラボレーションということであるんですが、これは大変いいものと思っております。なぜそういうふうに思っているのかというと、これは前から村長も塩屋湾の遊歩道の設置についても前向きな答弁で計画はあるわけですが、それでぜひ遊歩道の設置を要望して完成させて、こういったレンタサイクル事業とのコラボレーションの取り組みについてお願いしたいと思います。

あと1点は、情報発信施設ですので、そこから大宜味村の発信というか、個別にも発信できたらどうかと思っているんですが、前に戸別受信機の話があったんですが、こういったものを設置すれば、そこ

から時間限定でもいいですから、これはどういう話になるかわからないんですが、今後の、私の考えなんですけれども、ラジオ放送は電波法に引っかかるので、こういった戸別受信機を持てば各家庭に発信できるんじゃないかなと思って、そこから時間限定で大宜味村のアピールとか、いろいろ発信できるような施設と取り組みができるのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（福地 亮） 大城佐一議員の質疑にお答えします。

まず今回の業務、また設置する整備等に関しましては、やはり金額も大きくなっています。その中には設備以外の、情報発信をするための映像コンテンツであったりの整備というのもありますし、映像関係の撮影とか、そういったものも含まれているというところになりますが、その扱い方、大きなものとしてはドームシアターという8メートルの、国内では最大級ですね、今整備したものでは6メートルが最大といわれていますので、それよりも大きいものをここで導入しようというところになっております。その中にはプロジェクターであったり、パソコンを使ってのシステムを活用しなければできないものもありますが、そこについては今回契約をさせていただきますリコー株式会社、そういったところとまず導入時期に扱い方の交渉をしながら、観光協会の事務局に活用方法を任せることになります。利用者に関しましては、利用者からはここに来ていただいて、この映像を見ながら大宜味村ややんばる地域、この国立公園の地域の情報を見てもらうと、そこでエコツーリズムにつながるような情報発信をしてもらう。またもう1つの機能といたしまして、リコーが開発したシータという360度のカメラがあります。こうすると360度見られるもの。これをですね、例えば貸し出しをして、こちらを発着拠点として各地域にエコツーリズムを展開していくって、そこで写真を撮ってくると。それを持ち帰ってきて、こちらで帰ってきて見られるような状態になるということで、入り口と出口がこちらでできるような仕組みができるということで、かなり大きなメリットにつながるんじゃないかなというところになっているところで。ただ、扱い方はしっかり検討、また勉強していかないといけないところがありますので、それだけの期間を要してさせていただきたいと思っております。

またレンタサイクルの事業に関しましては、やはり村長が掲げる塩屋湾の遊歩道、自転車道の整備については、国の方へも要請しながら、今事業をどのようにして進めていくかというところで、北部広域の事業とも関連させながら検討させてもらっているところで、そういったものを名護、今帰仁、本部はある程度ルートができ上がってき、それに大宜味村が一緒になってやっていこうということで手を挙げて進めているところで、北部地域というか、やんばる国立公園の玄関口となる3村の入り口として、私たちのほうでこのビジャーセンターの中で拠点をつくっていこうというところの構想を持っているところになっております。それができれば地域のエコツーリズム、例えば共同売店を利用する仕組みをつくったりとか、地域の経済に落ちるような仕組みをつくっていけたらというところで事業者と指定管理者と運営について検討を重ねていきたいと思っております。

戸別受信機の関係の、映像発信で今後情報は戸別受信機を使ってできないかというところでありますけれども、そこについては今のところ検討はしておりません。またそれができるかというところも検討できていないところでありますけれども、機能が充実して、そういったところができれば検討ができるのかなと思います。今回の施設についてはそれが見込まれるような施設ではないというところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 映像と言っていたんですが、私が言っているのは映像ではなくて、はつきり言えばヒトまねじやないんですが、こちらにFM局をつくって、大宜味村にも観光大使というものがいるものだから、そこを利用して、電波で本当は流してもらいたいわけ。これは1日中したら大変だから、何時から何時までと限定して、こういった観光大使を利用しながら、大宜味村を発信してもらいたいわけです、本当はですね、この電波ですね。それができなければ、前の質問にあったんだが、戸別受信機のあれで、いろんな大宜味村の内容を伝えるような取り組みですね。映像というと大変なあれですから、有線になるのか、ラジオで流れるような戸別受信機の設置をすればですね、前も事業はどうなったのか、取り消しになったのかわからないんですけども、継続するのであれば、これとタイアップした取り組みができるのか、その辺も考えてもらったらどうかと思っておりますので、大変この施設には期待しておりますので頑張ってください。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第52号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 予算書の30ページをお開き願います。

2項基金費、9目の人材育成基金に50万円を補正して積み立てていくということですが、もちろん人材育成基金に50万円の寄附があって、それを積み立てると。そしてこの基金の運用につきましては、また取り崩して総務費に入れて、人材育成事業審査会に諮って適正な運用を図るということになるだろうと思うんですが、この予算に関連して人材育成事業審査会について疑義がありますのでお尋ねしたいと思います。

前田孝前議員が、執行部の皆さんが例規集も置かないで議会対応しているものですから、皆さん頭の中に全部入っているのかと、そういう指摘がありました。議員はまた例規集とかを持ち込んでおりますので、ぜひ緊張感を持って、何を質疑されるのかわかりませんので、法令関係、例規集関係をしっかりと準備して対応していただきたいと思います。私のほうで読み上げて質疑をしたいんですが、大宜味村人材育成事業審査会設置要綱の第3条に、審査会は次に掲げる委員をもって組織し、村長が任命する。1号に、副村長、次に教育長、総務課長、住民福祉課長、産業振興課長、教育課長、そして次が私が一番聞きたいところですが、その他村長が必要と認めるものというふうにあるんですが、このメンバーの中にその他村長が認めるものが入っているかどうかをお尋ねします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

3条の7号に掲げている、その他村長が認めるというもの、平成29年度からこの審査会を開いておりますが、そこでその7号に係る部分で入った委員は、実績としてはありません。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

- 4番（友寄景善） じゃあ、そのメンバーは外部から加えなくて全部役場内ということで理解したいと思います。

それで、今、宮城功光後援会が発行したこのチラシ、私も手元に持っていますが、これは選挙法に関連して作成して、各家庭に配られておりました。残念ながら私の家には入っておりませんでしたが、その中に青少年の活躍を支援する人材育成基金ということで、細かくいろいろ書かれておりました。この内容についてですが、これは宮城功光後援会が書いたというよりも、人材育成基金審査会の主要ポストであるものが書いたのではないかというような疑念があるわけです。内容について、私も毎回繰り返してやると、腸が煮えくりかえり、怒り心頭、我慢の限界に達しているんですが、あえて読み上げます。内容を見ると、メンバーのどなたかが書いて、功光後援会に提供したのではないかということが非常に疑われるわけです。今、読みますのでしっかり聞いてください。

これまでの基金の運用については、教育長を審査委員会会长とする審査会を置き、審査委員会が助成金を決定し、交付していました。交付金である人材育成基金を構成するため要綱を見直し、副村長を委員長とする審査委員会を設置し、その意見を村長に送り、その意見に基づいて村長が決定し、他の交付金同様、財務規則に基づいて支弁し、村の監査委員の監査を受けています。議会の一般質問でたびたび指摘を受けた審査委員会会长（前教育長）、私のことですね。が、みずからの海外旅費をみずから決定し、自分へ交付するようなことがなくなり、公平で公正な運用に努めています。これ努めているのは功光後援会の方ではないと思うんです。人材育成事業審査委員会がこのように努めていますということで、これはあたかも当事者が書いていることは、本当に私は疑いが晴れないんです。

そこでお聞きしたいんですが、この委員長と副委員長は副村長と教育長がなっておりますが、このチラシに何らかの形でかかわりましたか、副村長と教育長にお尋ねします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。
- 副村長（島袋幸俊） 今言ったチラシが予算に関連するかわからないんですが、今の質疑については、村長から相談はありました。以上です。
- 議長（平良嗣男） 教育長。
- 教育長（米須邦雄） 私につきましては、その件は全くかかわっておりません。
- 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。
- 4番（友寄景善） 副村長は人材育成審査委員会の委員長でありますね、かかわっていることをお認めになったようですね。これは大変問題ですよ。人材育成事業審査委員会が全く、宮城功光後援会の組織であるかのような、あるいは後援団体、組織に見受けられる。そういう疑念が村民から出てくるのは確かだと思います。そこで副村長のほうから、予算と関係ないみたいなことを言われたんですが、これは今回の補正予算に関連して聞いておりますので、しっかり対応していただきたいと思います。

そこでもう1点、この事業は、この10年ぐらい、この人材育成基金2億円を積み立てて、庶務課は教育委員会で10年ぐらいやっていました。それをですね、この庶務を総務課のほうに移しております。長年教育委員会でやってきたものを総務課で庶務を担当するということは、何らかの合理的な理由があつて移したと思いますので、そこら辺のいきさつが知りたいものですから、変更になった当時の会議録を、これから1年以上たっていますから、実績報告とか関係資料、もちろん要綱を改正しているものですから、これは新規に改正しているわけですから、告示ですね。このような資料を明日の10時までに提出できないでしょうか、お伺いします。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 資料提供につきましては、議長を通してあるものだと思いますが、先ほどありました要綱等の告示に関しましては、ちゃんとあることは把握しているんですが、委員会の議事録まで残っているのかというのは確認してみないと、この場ではお答えすることができませんので、今ある資料につきましては議長のほうから申請があった分はあすの10時までにそろえたいと思います。
- 議長（平良嗣男） 副村長。
- 副村長（島袋幸俊） 今回の総務課に、総務課というより村長部局に移った大きな要因としては、これまで一般質問等でたびたび総合的に福祉であるとか産業人の育成、そういうものを含めてできなかといいう一般質問等もありました。そういうものを含めて、やはりそういうことだったら村長部局、総務課が担当すべきだろうということで、それを移すついでに要綱を全て書きかえというか、全面改正という形をとっております。経過は以上のとおりです。
- 議長（平良嗣男） 友寄景善議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡潔にお願いします。4番 友寄景善議員。
- 4番（友寄景善） 今、副村長が移した理由まで説明しましたが、そこまで私は聞いておりません。今総務課長のほうから会議録があるかはつきりしないという返答だったんですが、大宜味村情報公開条例には、この条例の目的を達成するために、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。ということは、役場の業務内容で会議があるときは、ちゃんと会議録、議事録はとって残しておくべきなんです。これは基本的なことなんです。多分やっていると思いますので、ぜひそこら辺を含めて提出を願いたいと思います。以上です。
- 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。
本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって議案第52号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第53号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第53号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第53号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第54号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第54号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第54号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

- 議長（平良嗣男） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時43分)

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長

の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に宮城良治議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時50分)

平成30年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成30年12月14日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成30年12月14日 午後2時00分)

閉 会 (平成30年12月14日 午後2時51分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員 大城佐一
2番議員 宮城良治
3番議員 仲井間宗利
4番議員 友寄景善
5番議員 大山美佐子

6番議員 大城邦彦
7番議員 宮城貢
8番議員 吉浜覚
9番議員 安里重和
10番議員 平良嗣男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 大嶺実 主任 前田望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘要
1	議案 第45号	塩屋港公有水面埋立に関する意見について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第46号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第47号	和解及び損害賠償の額の決定について	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第48号	指定管理者の指定について	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第49号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第50号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第51号	やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製 設置業務委託の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第52号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第53号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案 第54号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
11	決議案 第1号	世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎議案第45号及び議案第46号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見について及び日程第2 議案第46号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第189号

平成30年12月14日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第45号	塩屋港公有水面埋立に関する意見について	原案可決 全会一致
議案第46号	大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第45号及び議案第46号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、建設環境課長の出席を求め、12月13日午前10時からの審査を5分繰り上げて午前9時55分から行いました。

はじめに、議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見について報告いたします。

平成30年9月13日付沖縄県諮問土第8号で、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、村長に対して意見を求められているものであります。意見の内容は、県道9号線大保大橋は竣工後34年が経過しており、平成25年に実施された橋梁補修設計業務において、塩害による劣化が

確認され、機能性評価についても耐荷性及び耐震性の評価項目において、不適当が確認され「安全性が確保されていない」と判断された。本村としましては、今回の公有水面埋立により県道9号線大保大橋架替が行われることで、道路の安全性、利便性の向上と湾内及び東村より国道58号への連絡道路としての地域活性化の促進など、重要な道路として大きな期待が寄せられる。よって、当地域の埋立につきましては、6項目の対策を行い、工事の施工を行うよう要望して同意しますとの意見となっております。

1. 当地域は、自然公園普通地域に指定されているので自然環境と調和を図り環境保全の処置をすること。
2. 地域の海浜・海水・大気等が汚染されないよう対策すること。
3. 重機機械による騒音、振動等関係地域住民との直接関係するものについては、関係住民と協議し対策すること。
4. 村及び地域住民への連絡体制を整え調整を図ること。
5. 現大保大橋が安全性に問題があるため、大型特殊車両の通行が認められず現状は国道331号線への連絡道路として、一部、村道大保線を通っているため、住民の安全性や利便性を確保するためにも新大保大橋架替工事を早期に実現すること。
6. 新大保大橋架替工事に伴う旧大保大橋占用物移設について、配慮することとなっております。

次に議案第46号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、今後予想される大型事業等に対応するため、メータ一口径75ミリを追加する必要があることから、一部を改正する条例で、第21条の表中に口径75ミリ及び使用料2,100円を追加している内容で、公布の日から施行することとなっております。

議案第45号及び議案第46号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 塩屋港公有水面埋立に関する意見についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第46号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 大宜味村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第47号～議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について、日程第4 議案第48号 指定管理者の指定について、日程第5 議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第50号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例及び日程第7 議案第51号 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約についての5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第188号

平成30年12月14日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第47号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決 賛成多数

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第48号	指定管理者の指定について	原案可決 全会一致
議案第49号	大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第50号	大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第51号	やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約について	原案可決 全会一致

（安里重和総務常任委員会委員長　登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和）　ただいま議題となりました議案第47号から議案第51号までの5件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長及び住民福祉課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、12月12日午後1時30分からの審査を2時間25分繰り上げて、午前11時5分から審査を行いました。

議案第47号　和解及び損害賠償の額の決定について説明いたします。

1. 和解及び損害賠償の相手方　松本富徳
2. 事故発生日　平成30年9月29日
3. 事故発生場所　大宜味村字津波420番地　村営渡海団地広場内
4. 事故概要は、大宜味村が管理している村営渡海団地の広場に設置していた看板が台風24号による強風で倒れてしまい、看板の前に駐車していた村営渡海団地に入居している相手側所有の車にぶつかり、破損させた。
5. 和解の内容は、大宜味村は相手側　松本富徳に対し、234,555円の額の損害を賠償する。なお、本件賠償額のほか、大宜味村及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てを行われないことを確約する。
6. 和解金額234,555円となっております。

次に議案第48号　指定管理者の指定について説明いたします。

指定管理予定候補者の公募を8月23日から10月12日まで行い、公募申請のあった事業者は1社で、選定委員会において、選定基準要領に基づき、有資格者として判断し、事業者プレゼンテーション及び質疑応答、選定基準表の審査項目に評価点を付け、委員11人全員が合格点であります。6割以上の評価点を受け、財務状況も債務が無く良好であること、旅行業の資格などの本業務の仕様に合致する多数の資格を有していることは、管理運営を行う上で、優位であると認めて契約を行っております。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、やんばるの森ビジターセンター
2. 指定管理者となる団体の名称等は株式会社ファーマーズ・フォレスト
代表取締役　松本譲　住所　栃木県宇都宮市新里町丙254番地
3. 指定の期間は、2019年4月1日から2024年3月31日となっております。

次に議案第49号　大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成30年10月の沖縄県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づく改正となっております。

第1条では、勤務手当の支給割合を100分の5を引上げる改正で、また行政職給料表及び医療職給料表の改正も行っております。給料表の改定に当たっては給料月額について、世代間の給料配分の観点から、若年層に重点を置いて給料表の水準の引き上げとなっております。

第2条では職員の期末手当の支給割合を100分の130とし、6月、12月期の支給割合を平準化する改正と再任用職員以外の職員の勤務手当の支給割合を100分の95から100分の92.5とし、100分の2.5引下げ、再任用職員の勤務手当の支給割合を100分の47.5から100分の45とし、100分の2.5引下げる改正となっております。

附則では、この条例中、第1条の規定は、公布の日から施行し、勤務手当に関する規定は平成30年12月1日から適用し、別表第2行政職給料表及び別表第3医療職給料表に関する規定は、平成30年4月1日から適用するとしております。第2条の規定は、平成31年12月1日から施行するとしております。さらに給与の内払いの規定も定めることになっております。

次に議案第50号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成条例の一部を改正する条例について説明いたします。

重度心身障害者を対象に、医療保険各法の適用を受ける医療費の自己負担について助成を行う重度心身障害者医療費助成事業において、現在の助成方法は医療機関で支払った一部負担金について受給者が役場窓口で助成の申請を行う償還払い方式となっております。今回の改正については、利便性の高い自動償還方式を導入し、窓口で申請をせず還付が受けられることを可能とするため、当条例について所要の改正を行っております。助成金の申請について定めている第9条に自動償還方式へ対応できるように条文の追加を行う改正で、併せて条例の全体の字句の修正も行っており、施行期日は、平成31年1月1日から施行することとなっております。

次に議案第51号 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約について説明いたします。

本業務の目的といたしましては、やんばるの森ビジターセンターへの観光客に対し、やんばるの自然・魅力・価値を伝え来訪者の興味も搔き立て、周遊を促し、ひいては地域の活性化や観光の発展を図るため、情報発信施設内ホールにおいて、映像をはじめとした機器や展示等の作製及び設置を目的としている業務委託であります。

1. 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託
2. 契約の方法 公募型プロポーザルによる契約
3. 契約金額 金86,518,800円
4. 契約の相手 住所 那覇市寄宮1-3-37

商号 リコージャパン株式会社販売事業本部沖縄支社沖縄営業部

氏名 部長 太田喜広

業務概要は、主にドームシアターシステム一式、映像コンテンツ、デジタルサイネージシステム一式などとなっております。

議案第47号から議案第51号について、質疑、討論はなく、議案第47号については、賛成多数で可決、議案第48号から議案第51号について全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第47号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について、反対の立場で討論を行います。

本案は、村が管理している村営渡海団地の広場に設置していた看板（案内図）が2018年9月29日の台風による強風で倒れ、看板の前の広場に駐車していた村営渡海団地に入居している相手方所有の車を破損させた。

村は、村の管理責任と入居者が広場を目的外使用していたとの理由で、村と入居者の双方に瑕疵があつたとして、和解及び修繕費を折半した損害賠償額を決定することを提案しております。

本来、私は賛成すべき内容と認識していますが、次の理由により、現時点で反対することにしています。

2018年6月19日の台風による影響で、村道田嘉里線の土砂崩落は隣接する民家を損壊する災害が起きていましたが、村道の管理責任は村にあります。これまでに被害者は道路に亀裂があるので土砂崩落するおそれがあり、妨害予防請求権を行使して村行政事務受託者も立ち会い、村に現場確認してきた上で対策を訴えていました。村は、土砂崩落するまでどのように対策をしてきたかを示すこともなく、被害者に対して民間の家屋災害保険に加入しているので、保険（修繕費の一部）を利用して修繕するように進めています。

道路管理においては、日常の道路巡回や定期的な防災点検により異常がない箇所であっても、豪雨時において、道路及びのり面が崩壊し、尊い命が奪われるような事例も発生しています。村道田嘉里線の土砂崩落現場は、雨水が降雨ごとに道路の亀裂の進展により強度が徐々に低下したところに、台風の影響による雨水が浸透し、飽和状態が急激に増し、道路及びのり面が崩壊した原因だと言えます。

民法では、「故意または過失によって他人の権利または法律上、保護される利益を侵害したものは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」。

また地方自治法では、「地方公共団体の執行機関は当該普通地方公共団体の条例、予算、そのほか議会の決議に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う」となっています。

村は、台風襲来に備えて予防や結果の回避する対策を怠り、土砂崩落し、民家を損壊する損害を与えたのです。村の賠償責任は決して免れることはできません。村は管理責任と自然災害との因果関係を公明正大に精査し、賠償責任を負うことを求めます。また、その結果を今後の村の危機管理に生かし、村民の安心、安全につながる防災対策をとり、信頼を取り戻すことが求められています。

したがって本案は、問題視している事例の後に被害が起きた双方に瑕疵がある事例だけを進めている現時点で納得できるものではない。反対せざるを得ません。どうか本案に対して、各議員の反対を求め、討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

（1番 大城佐一議員 登壇）

○ 1番（大城佐一） 私は、議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について、賛成の立場で討論を行います。

ただいま反対者の意見にありました、本案は、賛成であるが、別の問題で反対するということであります、これは全く論外の話ではないかと思っております。

本案は、お互いに譲り合い和解で解決するということで提案されたものだと思います。和解とは、当事者が互いに譲歩をして、その間に存する争いをやめることとあります。

損害金に関しても、お互いにそれぞれに思いがある中、調整をし、最終的にお互い納得しての決定額となっており、大宜味村は相手方に対し、損害金を賠償し、本件賠償額のほか、大宜味村及び相手方の間には今後一切の債権、債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないと確約しており、本議案が決定に至らない場合、相手方への支払い遅延、訴訟の提起等でさらなる損失金の発生も考えられ、よって、お互いに合意していることから議案第47号に賛成をするものであります。

よって、議員各位の本議案への賛同をお願いし、賛成の立場の討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。9番 安里重和議員。

（9番 安里重和議員 登壇）

○ 9番（安里重和） 私は、議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定について、賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由は、総務常任委員会委員長報告のとおりです。今回の損害賠償は、台風24号、9月29日から30日に関する自然災害であります。自然災害は、異常な自然環境が原因となって起こる、社会的、経済的な災害です。

予算審査特別委員会においては、吉浜議員は、議案第52号、大宜味村一般会計補正予算（第6号）を全会一致で賛成して可決しております。大宜味村一般会計補正予算（第6号）には、和解及び損害賠償の額も盛り込まれております。なぜ補正予算は賛成したのか、矛盾していると思いませんか。村行政の対応は適当だと思います。村行政の管理不足という方もいるかと思いますが、人間の力は自然の力にかないません。台風対策などに出動すれば2次災害が起こる可能性が十分にあります。まずは安全が第一です。

村道田嘉里線は決着済みです。工事も発注しています。議案第47号も双方の話し合いで納得した結果です。

議員各位の賛同を申し上げまして、賛成の討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第47号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

- 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第48号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 大宜味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 大宜味村重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 やんばるの森ビジターセンター情報発信施設コンテンツ作製設置業務委託の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第52号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）、日程第9 議案第53号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第10 議案第54号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第190号

平成30年12月14日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会

委員長 大城佐一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第52号	平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	原案可決 全会一致
議案第53号	平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第54号	平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

（大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇）

- 予算審査特別委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第52号から議案第54号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、12月13日午後1時30分からの審査を行いました。

議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）

議案第53号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）及び

議案第54号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第52号から議案第54号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第52号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

- 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成30年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第54号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成30年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、委員会付託の省略、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第11 全員発議により提出されました決議案第1号 世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

(3番 仲井間宗利議員 登壇)

- 3番（仲井間宗利） 決議案第1号 世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月14日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 大城佐一 宮城 貢 吉浜 覚 宮城良治 友寄景善 大山美佐子 大城邦彦
賛成者 安里重和

提案理由 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島において、世界自然遺産登録が平成30年5月11日に延期勧告を受け、国は推薦を一旦取り下げて、再度登録に向けて行うことになっていることを踏まえ、本村議会においても、引き続き調査研修が必要である。特別委員会として十分な活動ができるようするために「世界自然遺産調査特別委員会」を設置する。

世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり世界自然遺産調査特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、世界自然遺産調査特別委員会
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3、目的、世界自然遺産に関する調査
- 4、委員の定数、10人
- 5、調査期限、調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 世界自然遺産調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時46分）

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時50分)

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に世界自然遺産調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

世界自然遺産調査特別委員会委員長に仲井間宗利議員、副委員長に吉浜 覚議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第10回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 2時51分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員